

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年12月15日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 平成18年第3定付託請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願(民生常任委員会報告)
日程第4 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 意見書案第1号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書
意見書案第2号 不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮らせる社会を求める意見書
意見書案第3号 NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書
意見書案第4号 非核三原則の堅持を求める意見書
意見書案第5号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書
意見書案第6号 農地・水・環境保全向上対策に関する意見書
意見書案第7号 日豪FTAに関する意見書
意見書案第8号 法人税減税、庶民増税に関する意見書
意見書案第9号 リハビリテーションの改善を求める意見書
意見書案第10号 医師確保と地域医療に関する意見書
意見書案第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化

を求める意見書

- 意見書案第12号 全国森林環境税の創設を求める意見書
意見書案第13号 幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する意見書
日程第6 意見書案第14号 サンルダム早期本体着工と完成を求める意見書
日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告について
日程第8 委員の派遣報告
日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 平成18年第3定付託請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願(民生常任委員会報告)
日程第4 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 意見書案第1号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書
意見書案第2号 不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮らせる社会を求める意見書
意見書案第3号 NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書
意見書案第4号 非核三原則の堅持を求める意見書
意見書案第5号 障害者自立支援法の

抜本的な改正を求める意見書	10番	植松正一	議員
意見書案第6号 農地・水・環境保全	11番	高橋伸典	議員
向上対策に関する意見書	12番	猿谷繁明	議員
意見書案第7号 日豪FTAに関する	13番	黒井徹	議員
意見書	14番	渡辺宏治	議員
意見書案第8号 法人税減税、庶民増	15番	田中好望	議員
税に関する意見書	16番	野本征清	議員
意見書案第9号 リハビリテーション	17番	佐藤勝	議員
の改善を求める意見書	18番	谷内司	議員
意見書案第10号 医師確保と地域医	20番	熊谷吉正	議員
療に関する意見書	21番	渡辺正尚	議員
意見書案第11号 森林・林業・木材	23番	東千春	議員
関連産業政策と国有林野事業の健全化	24番	宗片浩子	議員
を求める意見書	25番	野々村勝	議員
意見書案第12号 全国森林環境税の	26番	中野秀敏	議員
創設を求める意見書	28番	村端利克	議員
意見書案第13号 幹線道路網の早期	29番	川村正彦	議員
整備と道路特定財源に関する意見書	30番	福光哲夫	議員
日程第6 意見書案第14号 サンルダム早期本	31番	斉藤晃	議員
体着工と完成を求める意見書	32番	武田利昭	議員
日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告に	34番	三宅幹夫	議員
ついて	35番	小野寺一知	議員
日程第8 委員の派遣報告	36番	大久保光義	議員
日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出につ			
いて			

1. 出席議員(34名)

議長	33番	田中之繁	議員
副議長	19番	堀江英一	議員
	1番	宮田久	議員
	2番	佐藤靖	議員
	3番	竹中憲之	議員
	4番	岩木正文	議員
	5番	駒津喜一	議員
	6番	山口祐司	議員
	7番	日根野正敏	議員
	8番	林寿和	議員
	9番	木戸口真	議員

1. 欠席議員(1名)

22番	栗栖賢一	議員
-----	------	----

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤矩康
書記	間所勝
書記	久保敏
書記	佐藤葉子
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
助役	小室勝治君
総務部長	石王和行君

生活福祉部長	山内	豊君
経済部長	手間本	剛君
建設水道部長	松尾	薫君
福祉事務所長	中西	薫君
上下水道室長	関下	富士夫君
教育長	藤原	忠君
教育部長	今	裕君
市立総合病院長	佐藤	健一君
市立大局长	中尾	裕二君
監査委員	森山	良悦君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 佐藤 靖 議員

34番 三宅 幹夫 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新年度予算編成について外2件を、齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） おはようございます。通告してあります新年度予算編成についてから質問をいたします。

初めに、18年度決算見込みについてでありますけれども、この件につきましてはさきの議員の質問に対しまして答弁では基金の繰入金を歳入に見込まなければ6億円を超える赤字決算が見込まれる、このように答弁をされております。特に通常は年度末での剰余金で基金に積み戻しを行っていたけれども、今年はそれが少なく、約6億6,000万円の赤字と答弁されたのであります。しかし、予算議会での合併は地方分権と財政再建がセットであり、合併による効果として財政支援では交付税では2億6,000万円、このように説明をされておったわけでありまして、それがこのように多額の赤字を見込む、しかも財政が厳しいからと住民の多様な願いを抑え込む根拠にされるわけでありまして、その赤字になる要因、それは何なのか、まず明確にお答えをいただきたいと思うわけでありまして。

今国では景気回復が続き、いざなぎ景気を超えたと報道されているわけでありまして、その実感は全く市民にはないというのが声でございます。

それどころか逆に市民は暮らしが厳しくなった、こういうのが多くの市民の声でありまして、その声をそのとおりと理解されるのか。特に今年度重税によりまして高齢者の皆さん方の大きな負担増、働く皆さんの賃金の抑制、また農家の皆さん方には米などの農産物の価格の下落など大変な実態があるだけに、それら市民の暮らしをどのように考えられるのかお答えをいただきたいと思っております。

私は、自治体の使命は住民の暮らしを守る、それが大きな仕事、柱だと常々訴えてまいりました。また、国が住民負担など求める、そういう防波堤としても暮らしを守っていく役割を自治体が果たすべきではないかと訴えてきたところでありまして。今市民の暮らしが厳しくなってきたという声が大きいだけに、予算編成では安心して暮らせるまちづくりの施策を可能な限り取り組むことが必要と考えるものであります。しかし、合併した新市の18年度予算では、残念ながら弱者への削減が行われてきたわけでありまして。例えば敬老金補助金、インフルエンザ補助金、あんま、マッサージの補助金、排雪ダンプ助成などの削減、またバスの高齢者交通助成事業の廃止と進めてきたわけでありまして。また、伺いますと19年度予算ではあんま、マッサージの助成事業、さらに風連町が進めてまいりました定住持ち家推進事業、さらに外出支援サービス、軽度生活支援事業の廃止などを打ち出しているわけでありまして。国の押しつけによる交付税削減から自治体を擁護するためにも合併が必要だと強調していたのに、合併することによって一層市民の暮らしが厳しくなるということは市民へ約束していたことと違うのではないかと、約束違反ではないかという声が出るわけでありまして。市民生活に元気の出る暮らし支援の施策を新年度予算に盛り込むことを私は強く求めるものであります。また、補助金カットや負担増を求めるのではなく、住民サービスの継続を強く求めるものでありますけれども、見解を伺いたいと思っております。

次に、2点目に、命を脅かす医療制度改正の対

応についてお尋ねをいたします。今年の6月に成立しました医療制度改革法は、高齢者、重症患者への負担増を求めております。その結果受診抑制で命と健康が破壊されるおそれが出てきたのであります。特に療養病床の削減は、大量の介護難民、医療難民を発生させると危惧されているところでもあります。さらに、初日の議会に条例が提案されました後期高齢者の医療制度は、過酷な保険料の取り立てと給付の切り下げが待っているわけでもあります。また、リハビリへの上限導入であります。このように命と健康を守るはずの医療制度改革が大変な状況があるだけに、市民の影響をどのように考えておられるのかお知らせをいただきたいと思っております。

次に、厳しい病院経営を押しつける制度改正の市立病院への影響と対応について、診療報酬、リハビリ期上限、医師確保などについて、それぞれお答えをいただきたいと思っております。

3点目に、仕事確保と地域活性化のため、住宅リフォーム助成について質問をいたします。まず最初に、建設関係に働く季節労働者の皆さん方の冬期援護制度についてお尋ねをいたします。既に関係者ととも冬期援護制度の復活、充実を求めた市民集会の運動もありまして、それに市長も積極的に取り組まれていることに敬意を表するものであります。それら運動の中で、市長は11月に国に対しての要請活動を行われたわけでもありますけれども、その内容、そしてこの制度の方向がどのように進んでいるのかお答えをいただきたいと思っております。

今地域の建設関係の事業が減ってきておりまして、大変事業創出への願い、思いがあるわけでもあります。既に私は昨年の議会でもお尋ねしたところでもありますけれども、地元業者による市民の住宅リフォームに対しての助成制度が今全国的にも進められておりまして、道内においても幾つかの市町で取り組んでいるところでもあります。長年の願いで住宅建設をしても、築後一定の期間がたち

ますとリフォームなり、補修が必要となってくるわけでもあります。さらに、高齢者に伴うバリアフリーなどの対応なども含めてリフォームの需要があるわけでもあります。このリフォーム需要に対して、積極的な需要を喚起していくその入り口として市助成を行うことによって市民への支援、そして業者への仕事確保、さらにはその事業による波及効果も大きいだけに、ぜひ取り組むことを提起してきたわけでもありますけれども、新市の中で十分検討していきたい、このように答弁されておったわけでもありますけれども、ぜひとも雇用確保、地域活性化の一助として新年度から取り組むことを強く求めるわけでもありますけれども、見解を求めたいと思うわけでもあります。

以上、この場の質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま斉藤議員の方から大きな項目で3点にわたって御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては市立病院事務部長から、3点目につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

1点目の平成18年度の決算見込みについてお答えをさせていただきます。一般会計の不用額につきましては、通常予算規模の2ないし3%と言われております。旧名寄市では毎年度歳出予算を絞り込んで編成していたため、予算規模の2%、3億円程度の不用額しか出ないと推計し、3月補正で1億5,000万円の減額を行い、決算剰余金は1億5,000万円ほど出ておりました。しかし、本年度の決算見込みにつきましては、合併の影響で歳出執行の傾向分析が十分できないこと、また特別交付税も12月分は合併支援分で前年度より9,300万円伸びましたけれども、3月の交付分を含めた全体では減額が見込まれること、これにつきましてはさきに合併をいたしました士別市の例を確認したところそのようなことの状況にある

ということでございます。さらに、市については総務省が直接交付額を決定するため、過去の実績がどの程度カウントされるのか不明であることも要因であります。さらに、財源対策債調整分が余り見込めないこと、またこれらは不確定でございますけれども、老人保健特別会計等に対する国庫補助金が翌年度交付になる懸念もありまして、3月補正で財政調整基金の積み戻しは難しいものと考えております。決算剰余金は1億円程度を見込んでおりますけれども、基金に7億6,000万円依存した上での数字でありまして、基金繰入金を歳入に見込まなければ単純差し引きで6億6,000万円の赤字決算になります。17年度決算よりもさらに状況は悪いのではないかと、このように押さえております。

次に、安心して暮らせるまちづくりの施策についてお答えをさせていただきます。地方の景気が低迷する中で、さらに限られた財源という中において名寄市にとりましても独自の施策を講じることは極めて難しい状況になっております。例えば国は、保健、医療、福祉関係分野では全国的に高齢社会を迎えている中で、医療、介護保険、障害者を含めた社会保障制度の見直しを図り、歳出の抑制を図ってきております。また、その財源確保のために医療費の被保険者負担割合の引き上げや障害者自立支援法による利用料の1割負担の導入など、新たな制度による利用者負担を求めたことは議員も御承知のとおりでございます。また一方、地方自治体にとりましてもこれら法律に応じて事業を実施することによって、例えば介護予防事業の実施における自治体負担分、児童療育センターの運営費の負担、障害者自立支援法による障害程度認定審査会費用の負担等々、さまざまな形で新しい事業の一部負担が生じてきております。さらに、今まで財源不足により先送りされてきました施設等維持補修費が合併を機に浮かび上がり、対応を迫られる状況にもございます。このような中で、本市といたしましても時代の流れとともに利

用状況の変化が当初の目的とマッチしなくなった事業につきましては、ローリング等によりサンセット方式やスクラップ・アンド・ビルドの視点で見直しを図ってきたところであります。単に目的が一定程度達せられて終了した事業もありますけれども、一例を挙げれば肺炎球菌ワクチン予防接種に見られるように保健事業に振りかえるなど、新しい施策づくりにも努めているところでございます。

今後とも安心して暮らせるまちづくりを目指して、現在策定中の総合計画を基本に市民の皆様からの声に耳を傾け、事業を推進していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の2点目、命を脅かす医療制度改正の対応についてお答えいたします。

市民への影響についてでございますが、平成18年4月の診療報酬の改定では初診料や新設されました他科初診料、入院基本料等に若干のプラス改定が見られましたが、それら基本料を除く投薬、注射、検査、処置、手術、画像診断、リハビリなどではマイナスの改定となっております。市民への影響につきましては、初診料等で負担増となりますが、注射や投薬等で医療費の患者負担が少なくなっております。また、リハビリ医療は疾患別に日数制限が設けられ、定められた日数を超えるリハビリは受けることができなくなりましたが、当病院では急性期、回復期疾患の患者さんを対象としておりますので、長期間の入院の患者さんはおられませんので、日数制限の影響は受けておりません。一方、外来患者さんに対しても外来診療費のみでリハビリの部分は診療報酬を請求せずにサービスの形でこれまでどおりリハビリ治療を続けております。

また、診療報酬とは直接関係ありませんが、こ

のほかに10月から老人医療の患者負担割合が現役並みの所得のある人で2割から3割へ引き上げられておりますが、現在のところこれに該当する方はわずかであります。

次に、市立病院への影響と対応についてでございますが、改定による市立病院の影響ですが、初診料等の若干の増額による収入増となりますが、反面画像診断や検査等においてはマイナス改定による減収となります。実際診療報酬改定に伴う影響をことし10月までの一般科の稼働実績を比較して説明させていただきます。入院につきましては、18年10月、累積でございますが、前年比478円、1.25%の増となっております。外来につきましては、患者1人当たり278円、4.07%の増となっております。今回の改定では3.16%のマイナス改定ですが、実績を見る限りその影響は出ておりません。

リハビリの日数制限についてでございますが、今回の診療報酬改定による収益の影響につきましては、平成17年度のリハビリ医療による収益が4,290万円でしたが、今回の改定では脳疾患2についてこれまでの250点が理学療法士などリハビリ医療にかかわる職員数が10名以下であることから100点となりました。このため18年度の理学療法士1名当たりの収益は630万円と見込まれ、年間では630万円掛ける4名で2,520万円となり、結果的には17年度と比較しまして1,770万円の減収が見込まれるところでございます。

次に、医師確保についてでございますが、都市部への医師の偏在、クリニックなどの開業志向などによりまして地方における医師の不足が大きな社会問題となっており、当病院においても精神科医師の確保というのが喫緊の課題であります。いまだ医師の確保については確固たるめどが立っていない状況ではありますが、この地域の精神科医療を守るためにも引き続いて関係機関と連携を図りながら、医師の確保に努めてまいりますので、御

理解くださるようお願いいたします。また、地方センター病院としての機能を維持し、安全、安心な医療を提供するためには安定した医療供給体制の構築を図ることが必要でありますので、今後も機会あるごとに道及び国に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大項目3の仕事確保と地域活性化のための住宅リフォームの助成についてお答えを申し上げたいと存じます。

冬期援護制度の代替策及び特例一時金制度につきましては、これまであらゆる機会を得て国や道に要請を行ってまいりました。また、北海道知事を代表とするオール北海道を初め多くの関係機関の強い要望運動も展開されてきました。しかし、当初からの国の方針はかとうございまして、前回におきましても大きく期待できる状況ではありませんでした。現在新制度の具体的内容は示されておりませんが、新たな仕組みを関係者が最大限活用できる環境づくりに努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、住宅リフォーム助成についてでありますけれども、住宅リフォームが想定される住宅につきましては、築後15年ないし25年経過した住宅でございますが、現在名寄、風連両地区合わせまして約1,450戸ほどあります。このような状況でありますので、御提案の助成制度を創設した場合は一定の経済への波及効果があるものと思われれますが、現在策定中の新総合計画の基本事業で民間住宅の整備促進を計画しております。平成19年度に策定します新住宅マスタープランとの整合性も図らなければなりません。新住宅マスタープランにおける民間の住宅施策についての検討の際、業界と行政との役割、新たな施策の創設等について御提案の趣旨を含めて課題提起してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま1点目の決算見込みにかかわっての答弁があったわけでありますけれども、財政調整基金を使っているから、それに積み戻しができないので、17年度より厳しい財政運営だと、こういう答弁されておりますけれども、そもそも財政調整基金というのはそういう自治体の必要な予算を補てんしていくという上で使っていこうと、こういうふうになっているわけであります。特にまた残っている財調の問題でも新総合計画の財政計画の中では、あるいはまた昨日来の答弁でも19、20、大学への繰り入れが必要なのだと、そういうふうなこともあってほぼ財調のお金がなくなってくると、こういうような答弁をしているわけでありますけれども、実際にそれを活用することによってその後の4大化の学生がいっぱいになった後は、逆に今度は市財政へ繰り入れではなくて、繰り出しがぐっと減ってくるのだと、こういうような展望もあって進んでいるわけであります。ですから、そういうふうな実態を見たときに、何か財政が厳しいが、先に発言があって、いろいろな苦勞をしながら、創意工夫をして住民の願いにこたえていく、そういう姿勢が弱いのではないかと、こういうふうにまず考えるわけなのですけれども、その点合併をすることによって財政の再建も図られるのだと、こういうことも含めて総務部長は6月の予算に対する私の質問に答えておったわけでありますけれども、本当にそういうふうな面での可能性が開けていけるのではないのかと、こういうふうに考えますけれども、本当にもう従来どおり財政が大変の一本やりでいく考えなのか、この点まずお答えいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

財政調整基金というのは、議員今おっしゃるとおり調整財源に使う基金ということで、それらを

使って毎年度予算を編成させていただいております。15年、16年度につきましては基金の全額積み戻しが可能でございました。17年度は3億4,000万円ほどの取り崩しをして、実質単年度収支で2億6,000万円の赤字ということでございます。現在持っている残高は5億2,000万円ということでありまして、さきの中期財政計画の中で確認をいただいております大学の支援分が3億5,000万円と、あと1億5,000万円ということで、これは中期財政計画で計画を立てさせていただいて、さらに中期財政計画の中での21年度の状況の中では大学が全学年がそろって完成したときには黒字の基調になりますというふうなことで中期財政計画を示させていただいております。しかし、これから新市総合計画も含め、新市における財政計画をつくっていく中では、国の大きな制度の改正がありますから、つくっている5カ年間の中期財政計画といえども、5カ年のしっかりとした計画になっているかどうかという制度の改正によってはかなり制度は変わってきますし、むしろ毎年毎年その計画をしっかりと見直していかなければ、財政運営は厳しい内容になってくるだろうと、このように考えておりますし、また風連町との合併はお互い厳しい財政状況の中で、表現としてはお互い助け合う合併といいたし、合併による効果を多く出す、今が合併の時期というふうな判断をいただいたのではないかと、このように思っております。その合併の効果はまだ現在出ておりません。特に普通交付税等の合併算定がえによるあめの部分と言われている普通交付税についても一定のしなかったより、したの部分では評価はできるわけでありますけれども、端的に申しまして職員数は何ら減っておりませんし、議員の数も減っておりません。減ったのは町長さんお一人と収入役さんというふうな状況でありますから、合併効果が出るのはさきの質問にもお答えをさせていただいたように21年度以降に、これは団塊の世代も含め職員の大量退職と、あと

分庁方式による組織機構の再編をどのようにしてサービスを低下しない組織機構で簡素効率化を図っていくかということでないかというふうに思っております。お金がないから、ないからということではありますけれども、やはり住民のサービスをどう高めていくかということに視点を置いて予算編成をしておりますし、これからまさしく受益と負担も住民の皆さんが考えて、事業執行をしていく時代、まさしく自治の確立というのでしょうか、住民自治をしっかりと確立していくという時代で、協働のまち、協働でということはその自治を高めて、お互いの意識を高め合うことだというふうに思っております。そういう形では19年度以降自治基本条例を初め地域自治組織でこの地域をどう構築していくか、住民の皆さんも自治意識をどう高めていただくかということに私たちも真剣に取り組んでいかなければならないのかなと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 今先ほどの答弁とあわせて、結局は努力をしてきて、一定の展望を持っているのだけれども、国の制度改正などでの大きな影響もあるので、住民要望を進めていく上ではなかなか困難があるのだと、こういう答弁をしておりました。そして、今もまた財政調整基金の展望とあわせて、合併効果についても21年度以降、こういうふうな言い方をされたわけでありまして、実際に財政が厳しいから何もできないのではなくて、そういう年度を見ていけば、そういう知恵をあわせながら住民の要望にこたえていく道はあるのだと、こういうふうに私は考えるわけであります。

そこで、市民の実態をどういうふうに見るのかということで、答弁がなかったのですけれども、既に6月に住民税の切符が来たときに本当に高齢者の皆さん方が前年度と比べて5倍、中には10倍になったと、こういうような悲鳴とも言える実態が出ているわけであります。加えて働く皆さん

方の所得がなかなか上がらない、そして豊作と言えるのに農家の皆さん方の収入が下がってきていると、こういうような市民の暮らしが厳しいときに元気を出す施策、こういうふうなのが今求められているのではないのか、こういうふうに思うわけでありまして、だからこそそういう厳しい状況にある高齢者の皆さん方への今までやっていた施策をストップしたのを場合によってはそれを再度進めていく。また、農産物の価格下落に対して大規模な農家の人ほど米が1俵2,000円から3,000円も下がるわけですから、どれだけ大きな収入減の影響が出てくるのか。また、答弁などでも担い手が減ってくる、高齢者が多い農家の実態も出されました。しかし、その皆さん方も名寄市民の一員なのです。しかも、日本の民族の生存を担う食料生産の一翼を担っているわけなのです。やはりそういう人たちに元気を出して営農を続けてもらう、あるいは品目横断の対象にならない小規模農家への支援策、こういうふうなのを行っていくことが文字どおり住んでいてよかったと言えるまちづくりの大きな柱ではないのかと、こういうふうに考えるわけでありまして。まず、そういう面で、私が指摘したそういう市民の暮らしをどのように考えられるのか、まずお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 御質問にありましたように、確かに税制改正等によりまして高齢者の方々ですとか一般の方々についても大変重税感を受けておられる状況にあるということで考えております。また、高齢者、弱者に対する部分での切り捨て的部分でという御発言もありましたけれども、切り捨てということではなくて、私どもは時代、時代に合ったシフトがえをしていっているということで、決して後退をさせているということには考えておりません。まして、なくなっていくということは時代の変化によってなくなる部分でありまして、それを受けて今の時代に合った施策

を選択をしていく、住民福祉の向上の事業展開をしていくと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 総務部長は、全体の財政を扱うという立場からのあれでありますけれども、やはり住民の暮らしがどういふふうになっているのか、あるいはまたそれに対しての政策の判断をする市長として、こういうふうな住民の暮らしの実態どういふふうと考えられるのか、あるいはまたそういう思いを予算編成などで考えておられるのか、この際お答えいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 平成12年から地方分権制度の地方自治体における仕組みについても制度が確立をしてまいりました。地方分権というのは、あくまでもその地域でみずからおさめるということではありますが、今まで長年中央集権制度に国の政治が動いていたわけですから、なかなか切りかえというものがスムーズにいかないのは御案内のとおりであります。しかし、今国会でもさらに地方分権をより期限を切って進めるということでの法律等も整備が図られたわけでありまして、私はこのことに期待をしております。現実の地方自治体の予算等の今お話がありますように編成作業を進めている最中ですが、住民の多様な要望に対して予算的におこたえする財源というのが非常に窮屈であると、こういうことであります。このことは、国も同様の環境にあるわけですが、景気浮揚ということをおねらいとしてインフラ整備等を借金で相当進めたという現実があります。今これらの償還の真っ最中でありまして、風連町と合併をして、財政の分析を見てまいりますと、さらにまだ5年間ぐらいはこのピークが続くと、こういう状況でございます。したがって、起債の実質償還というのが財政指標の中でとられて、今19%ということでありまして、地方分権上はこの起債についてはもう許可制度がないのだと、

任意で自治体が借金ができる制度にということでもありますけれども、18%以上の自治体については国、道の指導を受けると、こういう環境に残念ながら名寄市はあるということでもあります。これらの償還をしながら、多様な住民要望にこたえていくということでは非常に市民の皆さんに政策の選択も含めて厳しい我慢も含めてお願いをしている実態にございまして、このことは税制改正等国では議論されておりますけれども、大幅な改正というのはなかなか見込めないと、そういう中であって英知を絞った平成19年度の予算編成をしていかねばならないと、このように心しているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 私は、市長に求めたのはそういう国の政策によって地方自治体への財政配分が非常に厳しいということをお聞きしたのではなくて、そういう前に市民の今暮らしをどういふふう実感されているのかと。本当にみんな喜んで毎日なのか、大変な暮らしだといふふうにいる人が多いのか、その点をしっかりとつかまえていく必要があるのではないかと思います。例えば一生懸命苦労してつくったお米が2,000円も3,000円も下落をすると。あるいはまた、長年働いてきたのに、年金は上がらないけれども、税金は上がっていく。そして、期待をしていた施策も切り下げられていくと、こういうふうな思いがあるわけがあります。特に先ほどの部長答弁では、市民のいろいろ願いがあっても政策を選択をしていくのだと、こういうふうな言い方をして、今年度、そして来年度へ向けて削減をする事業のことを正当化されました。しかし、そのことを例えば除雪の排雪ダンプ助成、インフルエンザの補助金、敬老会補助金、あるいはバスの高齢者助成事業の廃止、さらには風連町などの定住持ち家推進事業、さらに今回新たに外出支援サービス、軽度生活支援事業をやめていくと。該当する皆さん方に聞いたら、皆さん方も手を挙げてど

うぞ廃止してください、削減してくださいと言われたのですか。私は、だれもそういうことは言っていないと思うのです。そういう市民の声、思いにこたえないで、国がこういうふうにやってくるから、だから我慢していかなければならないのだというのでは、まるで国と一緒に住民に負担増を押しつける、あるいは我慢を押しつける、こういうことになるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか、市長。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のようにことしの4月には選挙がありました。私は、旧名寄市長としていろんな施策を実行しておりまして、相手の候補の皆さんやそれを支持するグループの皆さん方からも非常に高齢者や弱者に厳しい市長候補だと、こういう非難を受けて選挙戦を進めてまいりましたけれども、幸いにも多くの市民の支持をいただいて、このように答弁に立っております。

だれが政治の座についても借金は帳消しはできません。この借金を進めてきたことも執行者だけが独断専行で進めたわけではありません。インフラ整備を必要とする多くの市民の願いを受けて、この事業を進めてきたわけでありますから、当然この償還については市民の皆さんと一緒に頑張っていかなければならぬと、こんなふうに思っているところであります。財源確保の意味ではいろいろと職員にも汗を流していただく、そのような取り組みもしておりますし、これからもこのことは続けていかなければならないのではないかと、こんなふうに思っております。決して市民の皆さんの生活実態を押さえていないと、こういうことではありません。私は、この選挙を通じて多くの市民の皆さんと直接いろいろなお話を聞く機会も得ました。具体的にそのような声を少しでもこれから市政、予算の中にかしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） もちろん選挙戦を通

じて市民の審判を受けたわけでありますから、市民のそういうさまざまな思いを知らないとも申しません。そういう多様な市民の声を積極的に受けとめながら、特に今回この後提案されます職員給与の引き下げ、これはどの程度を予定しているのか。新聞等で伺いますと大きな額であります。さらにまた、退職職員の不補充なども言われております。そういう面での努力があるわけであります。どの程度それらの予想額となっているのかお知らせをいただきたいと思っております。

そして、そういうような手だてをとりながら、財政努力をしているわけでありますけれども、しかしそれに加えて国の方が構造改革とやら、あるいは新型交付税だとか、そういうふうにして、地方分権と言いながら、地方へ出すお金をどんどん減らそうとしてきている。国民負担をふやそうとしている。そういうのにやはり地方から異議ありという声を上げていく必要があると思うのです。そして、住民と一緒に限られた財政努力の中で福祉の向上などを進めていく、こういうことが必要だと思っております。ですから、それらの立場をとりながら、職員給与引き下げや退職者不補充、そういうのを活用しながら、住民のさまざまな要望に、暮らし支援の施策、ぜひ新年度予算に取り上げていく必要があるのではないかと。住民負担を抑えて、サービスの継続を引き続き続ける必要があるのではないかと、そういう予算編成を求めるわけでありますけれども、お答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回は、職員の皆さんにも提案をさせていただきまして、財政の部分での協議もさせていただきまして、職員協力いただいた額につきましては、率にいたしまして4%の削減を33カ月間、あわせて役職加算と言っておりますけれども、期末、勤勉のときにそれぞれやっております役職加算の33カ月凍結ということで、合わせまして3年間で7億5,000万

円の財源ということになってございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 後でそうしたら市長の方で答弁を、どういう予算編成なのかお願いします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 財源の捻出というのは、市民の皆さんに負担をいただく部分で今までいろいろな形をお願いをしてきておりまして、地方分権の制度上は必要な財源は住民の皆さんが負担をしてと、目的税等の新設も幅としてはあるわけですが、現下の経済情勢ではそう簡単にそうした負担についての提案をする環境にはないと、こんなふうに思っております。しかし、受益者負担という原則もありまして、現在の使用料等についてはこれからも日常不断に見直しを図っていかねばならぬと、こんなふうにも思っているところでございます。

また、合併効果ということでの先ほどからのやりとりもありますけれども、このことは施設等の統廃合、あるいは配置している職員の特に管理部門等のスリム化ということが大きな効果として期待をされるわけございまして、このことにつきましてはこの総合計画の中でも住民懇談会等を進める中ではいろいろな意見もいただいております、これらについてはしっかりとした中期財政計画を含めて協議をいただいて進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

19年度の予算については、合併の2年次、総合計画の初年次ということでは非常に市民の皆さんの期待の多い部分でございますけれども、しっかりとした方向性を出しながら、これから議会の皆さんにも御議論をいただく機会をつくっていきたく、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ぜひ市長の報酬削減も含めて職員給与引き下げなど努力しているわけでありますから、そういう思いが住民の願いに一

歩でも二歩でもこたえた、こういう予算編成を強く求めておきたいと思えます。

医療制度の改正について移りますが、この点についてはちょっといろいろたくさんありますけれども、時間の関係がありますので、介護の関係で実は療養ベッドを大幅に削減をするのがこの計画の中にあるわけでありまして。既に名寄では二つの大きな病院の療養ベッドがなくなりまして、今現在あるのは東病院の60床と民間たしか8床だったでしょうか、68床だと思っておりますけれども、これで介護保険料を払っている該当者が安心できるのかという面での大きな心配があるわけでありまして、そういう点では市がこれら対応する療養ベッドを確保していく、こういうことが望まれるのですけれども、この点についてどういうふうに考えておられるのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 国が進めております介護型のベッドの縮小につきましては、私どもとしても非常に危惧しているところでございます。今回の議会の中でも御質問がありましたけれども、現状市内の病院の中では大きな動きとして入院患者さんに対して帰宅を促すような状況というのはまだ出てきておりません。これからの施策の中では、次期の介護の計画があるわけでございますけれども、その中でケアハウスの増設ですとかということも一緒に考えていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。この部分につきましては、今策定中でございます総合計画の中でも議論をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 介護を充実していく上でのこの療養ベッドを国がなくなっていくという大変な方針を出してきているだけに、地域からやはりそういう願い、思いをこたえていく、これら確保の取り組み、ぜひ総合計画の中では反映をさ

れるように求めておきたいと思います。

特にこの件では、市立病院にかかわってはリハビリでは一定の急性期なものですからという言い方しておりますけれども、市内の開業医に通っておられる人たちは影響があるわけなのです。そういうふうな面では、このリハビリ上限制限というものが非常に大きな不評を買っているわけであり、現に市立病院そのものも収益がマイナスになっていくと、こういうふうな答弁がされました。

それで、センター病院としての医師確保の問題について絞らせていただきますけれども、精神科医を何としてもということ昨日も質問があったわけでありまして、やはり市独自の確保対策です。そのためにはセンター病院として北海道の道北住民に責任を負っている病院なのだと、そういう面では医師を確保することが当然なのだという大義があるのだという視点で、単にこれを院長などに任すだけではなくて、市長を先頭に道、あるいは道外も含めた特別の確保対策、場合によっては長くなるけれども、研修医の段階からの支援なども求めたところでありまして、そういう形で何としても精神科を来年の3月までで4月から入院を終わらすなんていうことがないようにしていかなければならないと思うわけで、そういう点での決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 精神科の医師の確保につきましては、一昨年からもう状況としては出ていたわけでありまして、これらの医師確保には単なる名寄市立病院の責任、地方センター病院の責任というようなことも含めて、私を含め名寄保健所長、そして北海道全体でこの確保についての責任体制を明確にしながら、取り組みをしているところでございます。残念ながら傾向としては医師の養成数といいましようか、各医育大学の卒業生は数は減っていないわけですが、選択としては小児科であるとか産科であるとか、そういうところに進むお医者さんの数が少ないというのが実態で

あります。精神神経科の方につきましては、今まで病院に勤めているお医者さんが道内の傾向で申し上げますと札幌市内でクリニックを開業すると、こういう傾向がありまして、勤務医と言われる病院ではどこも十分な体制がとられていないと、こういうことでもあります。私は、この状況は旭川医大に供給源を求めていたこれだけでは対応し切れないという、こういうことから、旭川医大にはもちろんお願いをしましたが、かつての供給源でありました札医大にもお願いをし、さらには北大にもお願いに回っております。旭川医大、札医大はともに供給する絶対数が医局にいないという状況であります。現在は北海道の身分を持つ職員を派遣、1年間限定という形で来ているわけでありまして、きのう病院の部長からも答弁をいただいておりますが、さらに若い先生が医長の指示を受けながらという、こういう体制をとっているわけでありまして、1年という契約でありますから、来年の3月、この医師についてはその後責任がとれないのかと、こういうことも含めて北海道との協議を進めさせていただいております。12月5日には北海道の段階で名寄の病院に対する医師をどうするかという対策会議を実は開いていただいております、明確な後補充については確認はこの段階ではとれませんでしたけれども、しかし地元の特に患者さんを含めて私は今まで果たしてきている役割、これは地方センター病院として、そして稚内、旭川の中間地点に唯一残っている精神神経科を持つ病院として、これはしっかりと確保について時間がかかっても、あるいはどのような手法をとってでも確保していきたいと、このように決意をしているところでございまして、関係者の協力をいただいて、しっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ぜひ来年の4月から入院患者が精神科ストップなんていうことのないように、特段の努力を強くお願いをしておきたい

と思います。

最後に、住宅リフォーム助成ですけれども、既に昨年もお尋ねしたように導入の導くというのですか、そういうふうな面では例えば1件当たり10万円、事業の量によりますけれども、例えば50戸やっても500万円なのです。そういうふうな形で推進をしていく。そうすることによって地域の活性化につながっていくわけでございます、そういうふうな面でぜひ民間住宅あるいはマスタープランなどと言わず、地域活性化の一つとして新年度予算で取り組んでいくことができないのかどうなのか、最後に市長にお尋ねして終わりたいと思いますが。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 時間がありませんから長く答弁できないのですが、なかなか経済情勢がこういう状況が続いておりますから、住宅新築をしたくてもということ考えていても踏み切れないと、こういう状況が続いております。しかし、快適な生活環境、暖房用の灯油の値上がり等もあるわけでございますから、そのような改修についての事業は多く市民の皆さんの中にあると、こういう認識をしております。何らかの提案を受けて、政策できないかしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で斉藤晃議員の質問を終わります。

新しい農林業の施策について外1件を、植松正一議員。

○10番（植松正一議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

そこで、質問いたします大きな1点目として、新しい農林業の施策について申し上げます。基幹産業である農業、林業の発展なくして名寄市の発展はないと思っております。農業従事者の減少、高齢化、担い手不足による農業、林業の生産構造の脆弱化が進む中、効率的な、かつ安定

的な経営を促進する内容を含め、現在の国の政策で大きく転換を余儀なくされております。このまま継続していくと、将来の農業、林業が見えてこない状況と思われま。そこで、一つ目として、農業担い手に対する経営安定の課題と政策について、農業者を対象とするのではなく担い手に施業の対象を絞った上で、その経営安定生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金と収入の変動の影響を緩和するための交付金を交付するという昨年10月の大綱の内容を法制化するというところでございます。そこで、質問いたします。新農業・農村振興計画の内容と策定の考え方について伺いたい。また、現在の策定の進捗状況についてお知らせを願いたいと思います。

二つ目に、19年度から始まる品目横断的経営安定対策導入による今後の具体的なスケジュールについて質問いたします。諸外国との生産条件の格差から生じる不利益を補正するための対策としての取り組みの中での事業実施までの具体的なスケジュールをお願い申し上げます。

三つ目に、新年度予算で新たな施策について質問をいたします。新総合計画、農業・農村振興計画が今策定中でございますけれども、新年度でどのような考えで予算編成されているのか。また、林業施業計画で新年度における森林所有者に対しての手だてはあるのかお知らせを願いたいと思います。

四つ目に、台風被害による支援策の考え方について申し上げます。去る10月7日、8日に発生した台風まがいの突風により森林被害、農業施設の被害等が先日の決算審査特別委員会で報告されましたが、ここで質問いたします。今回の突風による林業、農業被害で支援を検討されているのか、考え方をお知らせ願いたいと思います。

大きな2点目、安心、安全の医療体制の確立に向けて申し上げます。医師確保、不足、看護師など医療体系の確立、修学など、健全経営問題、そして医療制度の改革等が山積みしている現状の中

で、日ごろの努力にまず敬意を表するものでございます。総合計画策定アンケート結果にあるとおり、少子高齢化時代を反映し、関心事のトップは安心、安全の確保、医療体制の充実でございました。それだけに広域的な地域センター病院としての責任、役割は大きなものがあり、今後の病院運営に関する展望について何点か質問申し上げます。なお、ここで先ほど斉藤議員の方からいろいろございまして、通告しておりました医療制度改革が行われ、名寄市としての影響はどうなっているのかという通告をさせていただきましたけれども、これは内容私の質問と同じでございますので、この質問を省かせていただきたいと思います。

地方における医療不足問題等、病院関係者ばかりでなく市民にとっても大きな不安があります。独自の医師確保策として、平成17年から取り組んでいる臨床研修医制度定着の現状、見直し、そして当面緊急課題である精神科医師確保について質問いたします。

療養病床削減に対応するため、一般的な病院と療養所の連携だけではなく、役割、機能を見直すべき時期に来ているのではないかと思います。考え方について質問をいたします。

既に北北海道全体をカバーする地方・地域センター病院としての役割を果たし、認知されているのですから、実態に合った広域的経営、運営とするための自治体間の協議を行うべきだと考えます。さらに、今後の経営の見直しとの関連で求められている中長期の健全計画と当面の経営面での効果を求める具体的施策についての見直しについて質問させていただきます。

以上、この場での質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたりお尋ねがございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては市立病院事務部長の方からの御答

弁になりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

まず、大項目1の(1)、農業担い手に対する経営安定の課題と施策についてのお尋ねでございます。これまで旧名寄市、旧風連町におきましては、農業、農村の振興を図るため振興計画を策定し、推進してまいりました。国におきましては、平成11年7月に食料・農業・農村基本法が制定され、基本計画に基づき施策の展開を進めてきたところでございますけれども、その間国内外の情勢は大きく変化したことから、平成17年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を見直し、情勢の変化を的確に受けとめるべく平成19年度より始まります品目横断的経営安定対策や新産地づくり対策、農地・水・環境保全向上対策など新たな施策が進められるところでございます。本市におきましては、3月27日の合併により名寄市の新たな農業のあり方、農村の未来像を目指し、平成19年度から平成28年度の10年を見据えた新農業・農村振興計画の策定に向け、作業を進めているところでございます。近年輸入農畜産物の拡大による農畜産物の価格の低迷、農業従事者の高齢化、担い手不足など農業を取り巻く情勢は非常に厳しく、またWTO、FTA、EPA農業交渉の交渉いかんによりましてはより一層厳しい状況に陥ることが考えられます。これらに対応すべく現状の課題や問題点を分析するとともに、課題や問題の解決に向け、施策の展開を図るものでございまして、施策の基本的な事業といたしまして、一つといたしまして収益性の高い農業経営の確立、二つ目では多様でゆとりのある農業経営の促進、三つ目では農業担い手の育成確保、四つ目では環境と調和した農業の促進、五つ目では豊かさと活力ある農村の構築を掲げ、実施計画事業を検討しております。これからの農業経営においては、国内外の農業情勢を見据えた中で、みずからの決定責任が求められることから、将来の農業の方向性を示すための計画であります。

新農業・農村振興計画策定の進捗状況のお尋ねでございますが、7月に農業関係機関、団体職員によるプロジェクトを立ち上げ、素案策定作業を進め、同月農業者、農業関係団体、有識者、消費者協会、商工会議所、商工会など関係者による農業・農村振興計画策定検討委員会を設置し、素案の内容について検討いただいているところでございます。なお、策定に当たり農家営農意向のアンケート調査の実施、生産組織団体などの懇談会を開催いたしまして、広く農業者の意見、要望をいただいているところでもございます。今後におきましては、これまでいただいた意見要望を精査し、計画に反映させていきたいと考えておりまして、素案などの説明会を12月から1月にかけて農業委員会、風連、名寄、智恵文地区の農業者、あるいは経済常任委員会を開催させていただいた上で2月末を目途に名寄市農業・農村振興審議会に諮問すべく進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の19年度から始まります品目横断導入による今後の具体的なスケジュールをというお尋ねでございます。品目横断的経営安定対策のスケジュールでございますが、19年産の場合で申し上げますと、一つには加入申請については秋まき小麦の作付農家で収入減少影響緩和対策に加入する場合につきましては、18年9月1日から11月30日までの間に既に終了させていただいております。そのほかの農業者につきましては、19年4月1日から6月30日までの間、農業者は国、つまり北海道農政事務所ですけれども、そちらの方に交付金を受けようとする交付金の種類、対象品目の作付計画を申請することになります。あわせて対象者要件を満たしていることを証する書類も提出することになっております。次、二つ目の手続ですが、過去の生産量の登録につきましては、19年6月30日までに農業者は国に16年から18年までの対象品目の生産量を登録することになります。三つ目の手続ですが、収入減少影響緩和

対策の積立金の拠出は19年7月31日までとなっており、あらかじめ国から通知されることとなります。四つ目の手続ですが、過去の生産実績に基づく支払いの交付申請は19年9月30日までとなっており、あらかじめ国から通知され、国の審査を得て交付金が交付されることとなります。五つ目の手続ですが、毎年の生産量、品質に基づく支払いの交付申請は20年2月15日までとなっており、農業者は国に19年産の対象品目の生産量を申請し、国の審査を得て交付金が決定されることとなります。最後の六つ目でございますけれども、収入減少影響緩和対策の生産実績数量の報告は20年4月15日と交付申請が20年6月30日となっており、農業者は国に19年産の対象品目の生産量を申請し、国の審査を得て収入の減少があった場合は国から交付金が、積み立て管理者からは積立金の払い戻しが行われるというふうな以上六つの手続になります。

以上が具体的なスケジュールであります。事務が煩雑なことや時期が限られていることなどから、農業者はJAと代行事務委任を契約し、申請することができることになっており、ほとんどの農業者はJAが代行することとしております。既に終了した秋まき小麦の加入申請は、160戸申請したところでございます。なお、農業者の疑問や不明な点は今後営農計画等で個別に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次、3点目でございますが、新年度予算で新たな対策についてのお尋ねでございます。新名寄市として2年目となる予算は、19年度の予算編成方針に基づき旧両市町の融和促進と均衡ある発展を基本に、名寄の基礎を築くべく編成しております。農業、農村の振興関係では、現在策定中の総合計画及び農業・農村振興計画の初年目であり、新市建設計画の主要事業を中心に編成をさせていただいております。国において平成19年度から経営所得安定対策等大綱に基づき導入されます品

目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策などの施策を着実に実施し、担い手を中心とした構造改革を推し進めるとともに、名寄市農業、農村の将来像の実現に向け、各種施策を総合的、計画的に推進してまいります。主な事業といたしましては、農業生産基盤の整備、畜産担い手育成総合整備事業、農道整備事業、農業経営の安定化推進支援対策、担い手の育成確保対策、農業振興センターの充実、特産農産物のブランド化推進、グリーン・ツーリズムの推進、そして酪農ヘルパー事業などを計画をいたしております。

林業の振興につきましては、近年の森林、林業を取り巻く状況は依然として厳しく、森林所有者の森林に対する投資意欲、経営意欲が減退しており、資源量の充実とは裏腹に森林の整備、保全水準の低下が見られます。こうした中で新たな森林・林業基本法の制定により、国はこれまでの木材生産を主とした林業施策から森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るための施策へと大きく転換をいたしました。森林の期待される機能に応じた水土保持林、森と人の共生林、資源の循環利用林の三つに区分した森林整備の方向が示されました。こうしたことから、北海道の森づくりでも豊かな森林づくりを進めるために各種の補助の上乗せを行い、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、名寄市につきましても民有林造林事業、21世紀北の森づくり推進事業、間伐では北の森づくり機能強化対策事業、また森林整備の実施に必要な地域活動を行い、森林施業の集約化を図るために必要な森林の情報収集活動を支援する森林整備地域活動支援交付金の導入などの制度を積極的に活用して整備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次、4点目、台風被害者による支援の考え方についてのお尋ねでございます。去る10月7日、8日に発達した低気圧による突風が吹き荒れ、一般民有林の倒木などの被害が出ました。被害を受けた森林面積は、森林国営保険の算定方法により

算出したところ、被害区域面積では262.57ヘクタールに対し被害実面積が17.69ヘクタールと約6%、被害金額では1,464万円で、樹木の被害を受けました。また、農業被害につきましては、農業施設の納屋、ビニールハウスの飛散等で123戸、2,461万円の被害となりました。幸いにもほとんどの作物は既に収穫済みだったこともあり、直接的な農作物被害は少なく、農業施設被害がほとんどでございました。

森林災害の支援策として、通常の造林事業では21世紀北の森づくり推進事業として平成18年から平成22年までの5カ年間で公共造林の対象となっている人工造林のうち、ふるさとの山づくり総合計画に基づいて森林所有者が森林組合に委託して行う事業でありまして、補助で国が51%、道が33%、市が10%の助成を行い、自己負担が6%でできる事業があります。また、このような被害地に対しての支援策としては、被害地等森林整備事業があり、事業内容といたしましては人工林被害地における被害木処理や伐採、造林ができ、補助で国が36%、北海道が28%、市が10%の助成を行い、自己負担は26%で対応できる事業でございます。農業関係につきましては、農業共済制度による特定園芸施設、つまりビニールハウスですが、共済金が38戸で635万円の支払いがあり、農協の建物共済による共済金が21戸で約3,000万円の支払いとなっております。共済の対象とならない農家につきましては、名寄市農業振興資金などの融資がございますので、被害の大きい農家に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の2点目、安全、安心の医療体制の確立についてお答えをさせていただきます。

(2)からお答えをさせていただきます。精神科医師等の確保についてでございますが、平成1

6年度から義務化されました医師臨床研修制度は、若手医師が免許取得後の2年間医療の現場で診療経験を積む制度でございます。以前の研修は、ほとんどが大学病院で行われていましたが、新制度では幅広い知識を習得させるために一般病院でも研修が可能であり、この結果ほぼ半数が大学病院ではなく主に都市部の症例が豊富な一般病院に集中する結果となっています。当病院では当初からこの制度に期待を寄せており、そのための魅力ある研修プログラムを作成するなど、研修医の確保に鋭意努力を重ね、その結果毎年定員を割ることなく研修医が確保されているところでございます。

これまでの状況と19年度の見通しにつきましては、平成17年度から受け入れておりますけれども、平成17年度は1年次2名、平成18年度は1年次4名、2年次2名、平成19年度の予定でございますが、1年次5名、2年次4名となっております。引き続き研修医確保に向けて努力してまいります。

精神科固定医師の確保につきましては、ことし7月下旬に名寄地区精神障害者家族会など4団体から連名で市に嘆願書が提出されたところであり、さらに12月1日にも同4団体から市議会に対して名寄市立総合病院精神科と病棟の継続に関しての要望が出されたところでございます。私どもとしましては昨年来北海道及び各関係機関と連携を図り、道内3医育大学に対して派遣の要請を行っているところであります。地域の実情は十分理解されてはおりますものの、大学自体が医師不足の状況にありまして、いまだ医師の確保につきましては確固たるめどが立っていない状況でございます。しかしながら、この地域において精神科医療を確保することは地方センター病院としての重要課題と考えておりまして、今後も関係機関と連携を図りながら、医師確保に努めてまいります。

続きまして、病診連携についてでございますが、名寄市立総合病院は北海道第3次保健医療圏にお

ける地方センター病院として、平成10年以来高度かつ専門的な医療機関として他の医療機関と連携を図りながら、第2次保健医療圏の後方医療機関としての役割を果たしてきたところであります。診療面でも一般診療、精神医療から高度特殊医療、急性期医療から慢性期医療、第1次救急から第3次救急までのすべての医療を担当し、さらにサテライト診療や地方への医師派遣などの地域医療支援事業にも取り組んでいます。過疎化や高齢化が進行していますが、地域の住民がいつでも安心して適切な医療を受けられることがますます重要になっていきますので、市内のプライマリーケアを担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立病院、慢性期医療を担う東病院が役割を分担して、地域医療体制を構築する必要があります。

これまでに果たしてきた役割につきましては、平成17年度実績に基づいて説明させていただきます。医師の派遣事業ですが、8医療機関に180日、特別医師派遣事業は7医療機関に68日、名寄地区機能回復訓練事業は6市町村に199日、学術講演会10回、市民公開講座5回開催しております。患者紹介ですが、依頼及び返事で6,500通、大型医療機器使用実績10医療機関で63件、診療予約患者実績が13医療機関で235件となっております。今後とも各医療機関との連携を図り、地域医療を推進してまいります。

次に、自治体間協議と健全計画についてでございますが、北海道第3次保健医療圏における地方センター病院として上川北部圏域はもとより南宗谷及び留萌並びに網走支庁の一部までをカバーする医療圏域を担っています。その中での病院事業の運営につきましては、これからも相当な厳しさが予想されますが、他の自治体の財政状況や現に患者さんからは相応の診療報酬を負担していただいておりますので、他の自治体に新たな負担を求めるための自治体間協議は難しいと考えております。

一般会計においては、実質公債費比率が18%を超えたため公債費負担適正化計画の策定が道か

ら求められていますが、同時に病院事業についても公営企業健全化計画を作成するよう指示がなされております。現在公営企業健全化計画を作成中ですが、この計画との整合性を図った中長期計画を早急に策定してまいります。

なお、当面の経営面での効果を求める施策につきましては次のとおりでございます。実施段階にある事項ですが、増収対策としまして分娩料の改定、一般ドックへのオプション追加、経費削減対策としましては直営業務の外部委託化、コージェネから買電方式による燃料費の節減、検討段階にある事項ですが、増収対策としまして医師の確保、精神科、呼吸器科、循環器内科などです。文書料、施設使用料の適正化、未収金対策、経費削減対策としまして手術器材のキット化、電気、水道料等日常経費の削減などです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） それでは、精神科の問題から始めさせていただきたいと思っておりますけれども、今まで精神科の問題ではそれぞれの議員初め多くから注目されている問題でございますので、市長にまずもって答弁をお願いしたいと思います。

先日の12月1日に精神科医師が確保されていないということでそれぞれ議長名で名寄地区精神障害者家族会含め、やすらぎ友の会、また道北センター福祉会の理事長を含め回復者クラブ連合会のグリーンサークルの会長さん、嘆願書を含めて精神科の病棟の継続を願うということで、その家族を含めて実態を切実に訴えているところでございまして、それによりまして現在同精神科は名寄市のみで502名、家族も入れますと1,000名ということでございまして、精神病患者含めて上川北部地域の下川、美深、中川、音威子府までの広範囲にわたる治療の実態を踏まえて、この状況が精神科病棟の閉鎖により、遠距離から名寄市立病院、地方センター病院の方に来なければならないのですけれども、今こういう状況の中で開業医

含めて云々という話も6月ですか、議会でも提示されましたけれども、まずこの精神科医師の確保を含めて本当に心配をし、なぜこういう形でできないのか率直に市長に求めてくれと、そういう話も伺っております。また、精神科継続の要望ということで、私ども今住んでおります高見区町内会に東光団地含めて7名の方が入居されております。その方の通院されている代表者の方から要望を持ってまいりました。その文面を若干申し上げたいと思います。

北海道立の保健所があり、本年隣町、風連町と合併した精神障害者家族会やすらぎ、道北センター福祉会、社会復帰施設、回復者クラブグリーンサークル等々を含めて、名寄市定例議会において外来及び病棟閉鎖もあり得るという発言があり、9月までに一定の方向を判断しなければならないということで、それぞれの精神、心の病を持たれている方が本当にこれでいいのかという愕然の要望だと思っております。また、今まで医療関係に携わっていた定年退職者の中に精神科医はいないのか、へき地でこの名寄に来られないのか、その辺の努力も市長としては必要でないのかと。また、稚内と旭川にはありますけれども、紋別の方は外来だけで入院はございませんし、稚内の方には三、四名ぐらいのお医者さんがいるということでございます。また、旭川まで行くとすると負担等も踏まえて、きのうも議員の中にございましたけれども、2万円以上もかかると。また、薬だけ郵送してもらっても電話で状態を話して医師に判断してもらえる患者もいることもこの辺もケアをやってくれないかと、そういう実情も踏まえて、何とか精神科をなくさないように、緊急の場合も考えた中でということで切実に訴えております。この機会に市長としましてやはりはっきりした態度を示していかなければならないのかと。そこで、1点申し上げますけれども、今の要望を含めて、今障害者、家族の現況について認識は、特に大幅に入院患者を開業医への動きもあると聞いておりますが、こ

れまでの具体的行動による計画の見直し、医師確保は人材的問題なのか、また金銭的問題なのか、市長みずからの動きの中で状況について考え方があればお願いを申し上げたいと思います。まず、1点だけお願いします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市立病院に精神科を開設してちょうど50年が経過するわけであり、この間病棟の改築整備等、場合によっては一般会計に先駆けて整備を進めてまいりました。今回の市立病院の全面改築に当たっては、まだ改築年次が経過が少ないということで、改修をして整備に努めてきたところであります。しかし、近い将来には精神病棟についてもしっかりと改修、改築をしなければならないと、このように受けとめて、病院の内部、院長等を含めて協議をしてきた経過がありますが、この平成16年度以降の精神科の医師の固定がしっかりと見込めないということで、この改築計画については判断ができかねる状況にあります。

先ほど来医師の補充につきましてはお答えをさせていただいておりますが、何分にも道内の医師を供給する医育大学に医師の派遣をいただく人がいないという現実があるわけでございます。研修医制度が変わったことによって、そういう状態が起きたのかと、こういうことも言われておりますけれども、私は日本の高齢社会の進行で入院等による絶対数の患者さんが多いと。その中で、精神神経科の領域の受け持ちの部分がふえてきていると。あるいは、今日的な社会状況の中で非常に若い年齢の方もストレスのために治療を受ける、そういう状況が都市部に多いと、こういうことが開業を含めて都市に集中をしているということがこの精神科の地方における医師確保の難しさになっております。一方、人材確保の手だてとしては、開業医が求めると同様な条件を公立病院で提示できるかどうかと、こういう問題があるわけでございますが、このことについては他の診療科の医師

等とのバランスがありますから、そう突出した対応をするという状況はつくれないと、このことに非常に難しさがあります。現在教育をしている道内の3医育大学の卒業者で、そのような志を持って地域で頑張りたいという、そういう人材を地方センター病院という、こういう名寄市の置かれている環境を含めて説得をしながら確保すると、こういうことであります。現在は、旭川からも開業医の先生に当直等の体制で来ていただくと、緊急避難的な状況を行っているわけでございますが、こうしたことで急場を今はしのいでいるというのが実態でございます。

私は、北海道や、あるいは3医育大学にももちろん直接要請に動いておりますし、チャンスがあればということで、そうした医療関係の国会議員、名寄に来ていただいた折ですとか、あるいは上京した折にも何とか名寄におきます医師の確保について要請行動を続けておまして、医師の全道的な配置を統計的に見ますと圧倒的に札幌が多いわけでございます。その札幌にもクリニックというような形で、朝開業して夕方閉院ができる、いわゆる当直のない経営と申しますか、そういうところに集中していると。ですから、ベッドを、入院を持っている医療機関における勤務の状況というのが非常に、どの診療科もそうですが、厳しい環境の中で頑張っているという状況で、こういうふうに認識をしておまして、しかしそれも超越して理解を持って勤めていただく、このことにこれからも鋭意努力をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今まで市長の行動を含めてお話を聞かせていただきましたけれども、先ほど最初に申し上げました精神科継続の要望、いわゆる心のケアを訴えても医者が精神科の医者1人ではなかなか対応できない。そして、自分がこういう悩みの相談、何もできないような今の医師1人の、また緊急的な1人では、2人要員では

やはりそのケアができないと、そういう切実な訴えもございました。そして、事務局長の方からも12月12日に署名含め市長にじかにお会いをしているわけでございます。その中身とやらは私は聞いておりませんが、恐らく訴えが何でできないのか、早くしてくれと、そういうような要望があるところだと思っております。その辺の内容は、もしできれば市長の口から聞きたいわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 先日グリーンサークルの代表者の皆さんも含めてお会いをさせていただきました。現在治療を受けている皆さん方の署名という形でありまして、私は皆さんのそうした心配というものにつきまして本当に痛いほど承知しております。

かつて名寄市立病院は内科医ゼロになったことがあるわけですが、そういうときであっても精神科の医師が内科の領域の患者を診ていただいたという歴史があります。私は、院長に医師の免許を持っているのだから、他の領域の先生がそのようなことに対応してもらえないのかと、こういうことまで実はお話をしている経過がありますが、専門領域というのがやはりありまして、万能の治療、診療ということにはなっていないのが実態であります。それだけにどうしても北海道にお話をしているのは、もう医学生が入学をしたときに自分の自由選択で入学を許可するという方式ではもたないのではないのかと。やはり北海道の医療計画の中で産婦人科、小児科、精神科、あるいはそれぞれの不足をしている医師については、優先して入学者の希望を取りまとめて許可をします。その残りを競争でやってはどうかと、このようなことも仕組みとしてとるべきではないかと、こういうことを提言しているわけでありまして、今具体的に奨学金制度ですとか、あるいは地元で志願する学生の優先枠を設けるだとか動きが出ております。しかし、今名寄市が抱えているような1月からどう

する、3月からどうするということには直接このことが生きないわけでありましてけれども、ぜひそうしたことも並行して、北海道で暮らす道民の皆さん、名寄市民の皆さんがそれぞれの領域の医療がセンター病院で確立されていることを願っているわけですから、そのことについては粘り強く対応していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今市長から答弁がございました。それで、私は今北海道では医大含めて札医大、そちらの方のあれが大きいということではなかなかこちらまで来ない、なかなか大変だということでございますけれども、北海道だけでなく、市長も上京するたびに国会議員含めてのお願いをしてきているということですのでけれども、これはやっぱり北海道だけでなく、当然必要なのですけれども、北海道だけでなく東京なよる会、また旧風連では風連旭川会、風連札幌会という、せつかくのそういう機会があるわけですから、その中から人脈も含めた中で、何とかその辺の大きく販路を広げるといふか、それでないと皆さん精神科、心のケアを求めている方はやはり3月、あと3カ月ぐらいですから、どうなるのだということですから、その辺も極力努力でなくて極力実行するような形をお願いを申し上げたいと思いません。

続きまして、時間がございませんので、ちょっと農業関係をお願い申し上げたいと思えます。この農業担い手に対する経営安定の課題として、施策についてでございますけれども、農業・農村振興計画の策定検討委員会を設置して、素案の内容について今協議をしていると。それぞれの団体から何名で構成されているのか、進捗状況のお知らせ願いたい。

それと、7年度に農林水産省担い手育成確保支援として総額179億円を計上しておりますけれども、行政と農協との話し合いで融資の無料化など、この担い手の支援での中身を担い手の方に周

知徹底、検討されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、新たな基本計画の中で担い手に経営対策、農地対策に関する展望、方向を明らかにした地域の再編の活性化等もその辺もなされているのか、3点ちょっと端的にお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今検討委員会の中身といいたいでしょうか、農業振興計画の部分についてお尋ねでございますが、これにつきましてはプロジェクトチームというのをつくってございます。これは、普及センター、それから行政、JA、そういった関係機関の方々に、これ事務段階なのですけれども、そういった方々の中でのプロジェクトをつくって、具体的な検討に入っております。それから、先ほど申し上げましたようにアンケート調査で多くの御意見をいただいておりますから、それらも踏まえてプロジェクトの中で検討を進めております。検討委員会につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、そういった方々の構成機関の中で今後は取りまとめをさせていただいた後に具体的な検討委員会を開催して検討に入っていくというふうなことでございまして、できましたらその検討を踏まえた後の12月あるいは1月に生産者の方にも説明会を開催しながら、手続を進めていきたいというふうに考えているところでございまして、検討委員会の部分につきましては具体的な検討の委員会の開催はまだ行っておりません。プロジェクトの段階で今進めているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 担い手に対する資金の返上とか、それから担い手に対する今後の扱いとか、そういった面のお尋ねだったかと思いますが、そういうことでよろしいですか。

今それぞれ農業・農村振興計画を立てている最中でございますし、これらの中でいろいろ論議を

しております。ただ単に農業者だけでなく、関係機関、団体ございますから、JAとか、それから普及センター、そういった機関もありますから、そういうところと連携をしていかなければいけないものが相当数あると思います。これらも今調整しながら進んでいるところでございまして、また担い手の確保等についても同じような形で、本当にどういうふうにしていくのかということを実際にできるものをどうするのだということも含めて今やろうとしております。何とかできるものから19年度の予算に向けて具体化していきたいという考え方に立っているわけでございます。それには新総合計画とのつながりも若干出てきますから、あわせながら調整をしながら、前向きに取り扱おうと、こういうような考え方で進んでおります。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今説明いただきました。何かまだびんときていないのかちょっとわかりませんが、この7年度に担い手支援の拡充ということで予算がされて、先ほど申しました179億円、これは今冒頭申し上げましたけれども、農業者が今度担い手の人からこれから政策含めて法律化しながらやっていくということなものですから、この担い手が今少ない、これから減少傾向、また今少ない中で、もう平成7年度に予算化になって、そして農地流動化へ集積を促進、金融のメリット措置の拡充、担い手を対象とするスーパーL資金、利子補給、それから担い手の金利負担をゼロにするとか無利子化措置を行う、これは担い手育成総合支援協議会、担い手の支援窓口を設けながら、担い手のサポートをしていく、こういうことの趣旨ですから、平成7年ですから皆さんこの辺はもう私わかっていると思っていたのですけれども、まだ国の方、道の方から何も言ってきていないのか、その辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 既存の制度資金等につい

ては継続していきたいと。ただ、大幅に変わるといふ方向性がまだ見えておりませんから、それらの制度資金に基づく融資とか取得資金だとか含めた問題については現行どおりに進められるのではないかと、このように考えておりますが、先ほど申し上げたのは市独自の積み上げでございます、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） それでは、これは実質的に来年からの19年からのあれですから、この辺も道の方と協議しながら、やはり担い手を支援をするようなことを考えながらやっていかなければならぬと思っております。

それと、時間がございませんので、あとはまた次回にいたしますけれども、19年度の品目横断の中で1点だけお願いします。この説明いただきましたけれども、今の助役の考えではどうなのかと思っておりますけれども、説明責任です。説明責任の中でJAと行政が含めた、今政策の大転換だけに生産者に共通の理解されて進もうとしているのかということ。今智恵文の畑作農家も輪作含めてなかなか大きな面積をしても機械等もいろいろと金もかかると、そして輪作もできない、そういう状況の中で、そして説明ではその交付金の交付額、これがどうしても先に出てきて、その流れの形態含めてどうなるのかと、そういうようないろいろな問題もあるように聞いております。その辺をちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど部長の方から答弁ありましたが、これはまだ制度がきちっと煮詰まっていない部分がありますから、例えば麦の場合、およそはできているのですが、10アール当たり何ぼもらえるのかといった場合にそこまで示されていない部分があります。ただ、今おおよそ出てきているのはあるようでございますし、これも十勝方面とこの辺とが一緒かということとそうでもないようでございますから、この業務については行政

も説明責任はあると思っておりますが、ただ行政だけでなく、これはJAがこの問題も大きくかかわっているわけでございます。それら連携をしながらやっていかなければ、なかなか基準の面積がどうなのかと、そして収量がどうなのかということになると非常に行政だけでは対応できないということになることから、JAが農業者の皆さんの業務を代行するというシステムになっておりますから、これらについて自分でできる人は自分で申請等ができるわけでございますし、そういったことで大半の方がJAを代行人としてお願いするという形で進められるものだというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今助役の方から申し上げましたけれども、面積や何かはもう確定していると聞いておりますけれども、いずれにしてもこの徹底した、来年から始まる、だけれども今振興計画の中でやはりもう不安材料が大いにあるわけですから、その辺農協、行政、それから道の方の機関と同時に進んで、生産者、農業者、担い手に今後の不安を与える、現に今不安を与えて農家を縮小する、またやめる方も多いわけですから、その辺もしっかりとした対応、責任を含めた対応をしていただくように、これお願いしておきますけれども、あと何点がございましたので、次回のときに申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新年度予算への行財政改革の反映について外1件を、林寿和議員。

○8番(林 寿和議員) 私は、この定例会に市長に対して大きな項目で2件お伺いいたします。

初めに、新年度予算への行財政改革の反映についてお伺いいたします。新名寄市が誕生してから既に9カ月余りが経過し、市役所内では新市の総合計画の策定作業とともに、既に平成19年度の予算編成作業に取り組まれているところでもあります。もう1カ月ほど前の地元新聞に掲載されましたが、新名寄市の財政は合併後も厳しい台所事情であり、新年度についても4億円から5億円の財源不足という内容の記事であり、多くの市民が目を通したことと思います。今年度の予算でも今回12月の補正予算成立の段階で市の貯金に当たる各種基金の取り崩しが約7億6,600万円になっており、基金に大きく依存した財政運営を行ってきております。今後も新型交付税の導入など歳入面での落ち込みに対し、主要事業での歳出増が見込まれております。このことから、島市長も就任以来の所信表明、市政執行方針において大胆な行財政改革の必要を述べられておりました。来年度は、新市の総合計画がスタートし、向こう10年間のまちづくりの将来像とその実現に向けた具体的な施策が市民に示される年であります。そのための財源確保が大きな課題となっているわけですが、新市となってからこれまでに行財政改革についてどのような検討がなされてきたのか、また新年度の予算編成に対してどう反映させるのか5項目にわたりお聞きいたします。

初めに、総合計画初年度となる平成19年度の予算編成に当たり、市長の基本的な考えをお聞きいたします。

次に、6月定例会での市政執行方針で示されました新行財政改革推進計画の内容についてお聞きいたします。旧名寄市、旧風連町ともに合併以前から地方交付税の減少や起債の償還額の増加等による財政悪化に伴い、各種の行財政改革に取り組まれてきたわけですが、市長はこれまで以上に積極的に改革を進め、財源確保に努める必要性を訴

えられております。この推進計画は12月をめどに策定されるとのことでしたが、その経過を含めてお聞かせ願います。

3点目に、名寄市の財政改革の大きな課題である職員給与の見直しについてお聞きいたします。この件につきましては、6月定例会でまずはみずからということ市長の給与が引き下げられました。当分の間として、市長は選挙公約どおり現行の20%減、また助役が同10%減、教育長が同5%減となりました。市長は、職員とともに一丸となってこの厳しい財政状況の試練を克服するとの考えから、9月定例会において職員給与の改正を検討されましたが、見送った経過があります。今回市職員労働組合との交渉が合意され、この後関連議案が提案されることとありますので、その経過とその合意内容についてお聞かせ願います。

4点目に、職員の定数管理についてお聞きいたします。新名寄市の職員は、今年度一般会計部門の404名と国民健康保険や介護保険などの特別会計、さらに病院、水道の公営企業会計部門を合わせた466名の総数870名の方々が勤められております。合併協議の中で、職員数についてはその合併効果などとして退職者に対する一部不補充などにより今後10年間で約80名の削減と言われていましたが、職員数の適正化についてはどのような協議がなされてきたのかお伺いいたします。

5点目に、各種事務事業の見直しについてお聞きいたします。限られた予算の中で総合計画に盛り込まれた新規事業などを導入すれば、その見返りとして既存事業の見直しも求められます。市長も一つ一つの事業について費用対効果の分析のもと住民にとって本当に必要な事業というものを判断されるわけですが、新年度の予算編成に向けてどの程度作業が進められているのかお伺いいたします。

次に、水稻の直播栽培技術の研究についてお伺

いたします。名寄市の農業の主要作物である水稲のこしらの生産につきましては、ウルチ米、モチ米ともに豊作に恵まれ、12月5日に公表された農林水産省の作況指数の確定値につきましては、1日の島市長の行政報告で述べられていました10月15日現在と変わらず、全国が96のやや不良に対し北海道は105のやや良、そしてここ上川は108の良という高水準となりました。とりわけ北海道は2年続いての豊作となり、特にウルチ米につきましては昨年からの品質、食味のよさが維持され、本州産と比べて値ごろ感もあることから売れ行きも好調で、これまでの北海道米のイメージを一新しようとする勢いがあります。その要因は、夏場の好天に恵まれたこと、関係機関の適切な指導、生産者の努力はもちろんですが、その一方で稲の品種改良技術のすばらしさにあります。さらに397、ほしのゆめの主力に加えてななつぼし、また道央地帯を中心にコシヒカリに匹敵すると言われるおぼろづきの登場など、その技術は目覚ましい進歩を見せております。残念ながら日本一の栽培面積を誇る主力のモチ米につきましては、ウルチ米と同様高品質にもかかわらず昨年産の繰り越し在庫を大量に抱えて価格の大幅な下落を招き、農家経済に大きな打撃を与えております。

生産現場では豊作、凶作、価格の高い、安いにかかわらず、毎年春から一定の手間と経費をかけて汗を流すわけですが、その中でも1年の米づくりで最も手間がかかるのが田植えまでの苗づくりであります。現在の苗づくりは、成苗ポット育苗と呼ばれるものが主流ですが、そのためのハウス施設や資材、高価な田植え機など多額の費用がかかりますし、個々の農家では栽培面積にも一定の限界があります。また、今後高齢化や後継者不足で農地を手放す農家が増加し、その結果いわゆる担い手に水田が集約されても現在の田植え方式だけでは水張り面積を十分カバーできないことも予想されます。そのようなことから、私は農業試験

場や普及センター、JAなどの協力をもとに種もみを直接田に播種する直播栽培がこの地域で可能かどうかを将来のために大いに試験研究をすべきと考えます。道内における直播栽培は、平成17年度で約210ヘクタールに作付されており、そのメリットは労働時間の短縮や大規模経営の可能性にあるとされています。春先の労働力の軽減、大面積栽培の可能性や生産コストの削減等を探るためぜひ取り組むべきと考えますので、この件に関しまして2件お伺いいたします。

初めに、市の農業振興センター、旧水稲試験地では、今年度モチ米の品質向上のための各種栽培技術試験が行われており、その一つとして直播栽培の検討が計画されていましたが、今年度の取り組み状況、成果についてお聞きいたします。

次に、この地域でもおよそ30年代前半くらいまではタコ足直播機による栽培がありました。寒冷地では収量の安定性が難しく、苗移植の普及とともに姿を消しました。しかし、近年の目覚ましい種子の品種改良や栽培技術の進歩、また当時と比べてこの名寄地方も間違いなく気候の温暖化が進んでおり、稲の栽培にはよい環境に向かっているとされています。近い将来この地域での直播栽培に適したウルチ、モチ品種が誕生し、そしてその栽培技術が確立され、現在の育苗、田植え方式に加えて直播栽培を取り入れた米づくりが可能となる時代が来ることを強く期待するものであります。ぜひ直播栽培の可能性を探る試験研究に力を入れるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

以上、2点お聞きいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま林議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問をいただきました。1点目の項目につきましては私の方から、2点目につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

1点目の新年度予算への行財政改革の反映につ

いて、まず1点目の19年度予算編成に当たっての基本的な考え方についてお答えをいたします。平成19年度予算編成は、旧両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展が基本であります。多くの議員から予算編成の考え方についての御質問がありましたので、視点を変えて説明をさせていただきます。合併により高齢化率が上昇し、さらに農業が産業の核となることで、保健、福祉、農業基盤整備等に要する経費が増加をいたします。人口減少により市税、交付税が減少し、収支不足に、より拍車がかかり、今まで支えてきた行政サービスのすべてを支えることは難しく、歳出を拡大する議論ばかりでは財政が破綻をしてしまいます。また、多額の合併特例債も万能ではありません。3割の借金の返済能力と新たな公共施設を維持管理する能力が伴わなければ使うことができないこととなります。現在緊急避難的に基金に大きく依存しながら、綱渡り的な財政運営を続けておりますが、基金残高を考えますと組織のスリム化を含む事務事業の大胆な見直しによる歳出削減が急務であると考えております。普通建設事業の財源として、過去過疎債を多く活用してまいりましたが、償還期間が12年と短いため公債費の償還負担が早く到来いたしますので、金利が多少高くても償還期間が20年と長い合併特例債を活用し、さらに年度間のバランスのとれた事業の厳選が重要と考えております。

次に、行財政改革推進計画の状況についてお答えをさせていただきます。新行財政改革推進計画策定に当たりましては、8月に課長、係長職25名による策定委員会を設置いたしました。この策定委員会では、旧両市町で実施しておりました行革の未実施分や国が示している集中改革プランの各項目、また本年9月の全職員を対象にした職員アンケートの結果などを基礎資料といたしまして、11月27日に策定委員会で一定の素案について検討し、その素案をもとにいたしまして12月中、現在進行中でございますが、各職場で全職員によ

る議論を展開しているところでありまして、それを広く職員の意見をさらに聞き、職場会議での結果を策定委員会で精査をいたしまして、精査した内容をさらに助役が委員長になっております部長職、次長職で構成をいたします庁内推進委員会で検討協議をいたしまして、19年1月には計画策定をしてみたいと考えております。

また、今回の新行財政改革推進計画には現在策定中でございます新総合計画との一体的な関係もあることから、総合計画策定審議会の総務部会の皆さんからも市民の目線から御意見をいただき、本計画に反映させていきたいと考えております。

次に、職員給与の見直しについてお答えをいたします。本年8月下旬より職員組合と協議を重ねてまいりました給与の改正についてこのほど合意に達しましたので、今議会に提案をいたすところでありまして、今回の給与改定につきましては、一つには給与構造改革による新給与表の導入であります。二つ目には、名寄市独自の給与の改正といたしまして、平成19年1月1日から平成21年9月30日までの間、給料月額を4%削減、これにかかわる期末、勤勉手当、管理職手当、時間外手当も同様の4%削減となるものであります。また、同期間におきます期末、勤勉手当にかかわる役職加算を凍結するものであります。この改正により削減額は給料、手当で約6億5,000万円、役職加算の凍結で約1億円、合計で約7億5,000万円となりまして、職員1人当たりの平均給料月額では削減額はおおむね1万4,000円となるものでございます。

次に、定員の適正管理についてお答えをいたします。定員適正化計画により計画的な定員管理を行い、簡素で効率的な事務処理を進めるため組織機構の見直しや職員の適正な配置を行っていかねばならないと思っております。合併協議の財政シミュレーションで示されました補充割合を基本に、さらに定員適正化に努めることにいたしております。また、検討中の福祉施設、医療部門で

の民営化を初め、外部委託への検討も進めているところでございまして、さらに有償ボランティアの活用やNPOとの連携についても現在策定の計画の中で議論をしており、市民との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、各種事務事業の見直しについてでございます。厳しい財政状況の中で複雑多様な行政課題に的確に対応していくためには、行政の領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果などを十分勘案して、不必要なものや不合理なものを見直すことが重要であります。新規事業の選択に当たっては、市民サービス向上の観点から適切な判断を行い、緊急度の高いものを選択し、簡素で効率的な事業の実施を進めていくことが重要でございます。また、既存の事務事業につきましては、合併協議の中でも協議をされているところでありますが、さらに需要の範囲、内容や効果を検証し、その必要性を見直し、再編、整理、廃止、統合を進め、整理合理化に努めていかなければならないと思っております。現在予算編成作業の原課における議論を踏まえまして、予算要求に上がりました見直し予定の事務事業に当たっては慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。また、廃止を含めた事務事業の具体的な見直しにつきましては、予算要求を集計、点検中ですので、内容を精査いたしまして、助役、市長査定で結論を出してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大項目2の農業振興センターでの検討経過についてのお尋ねでございます。お答えを申し上げます。

今年度取り組んだ旧水稻試験地での水稻、モチ米の直播栽培試験につきましては、当地域における現行品種、はくちょうもちでの栽培の可能性を検討する目的で、移植との比較により実施したも

のでございます。

結果でございますけれども、一つとして生育につきましては直播は移植より10日から14日遅く、稈長、穂長、穂数とも劣りました。二つ目には、収量でございますけれども、移植対比84ないし89%となり、整粒歩合、粒厚分布も明らかに劣っていました。三つ目では、品質的にはたんばくは同程度でしたけれども、等級は着色、形質不良により2等にとどまったところでございます。考察といたしましては、一つ目には本年は登熟温度が過去10年中2番目に高く、9月から10月の気温も高く、好条件の中でございました。収量性におきましては、低いながらも一定の数字を見出したところであります。しかし、品質面、熟期は大きく劣り、低温年を考慮いたしますと大変難しいと考えられます。二つ目には、上川普及センター本所の試算によりますと、10アール当たり約1万3,000円のコスト削減となりますけれども、収量が低下、移植対比85%ということですので、所得では同レベルとなり、現状の気象条件、品種、栽培技術において導入の余地があるといったしますれば、水張り面積の確保を目的とした場合に限られ、まだまだ試験研究をしていかなければならないものというふうに考えているところでございます。

次、二つ目でございますが、名寄地方での研究試験についてのお尋ねでございます。当市は、これまで圃場整備事業やライスセンターなど米施設の整備及び農地の利用集積による生産性の高い稲作経営による産地の確立に努めてまいりました。こうした中で、米消費量の減少や過剰在庫を反映した米価の大幅な下落、加速化する担い手の減少などに対応して、なお一層の省力化、低コスト生産技術の導入が課題であります。こうした中で、水稻直播栽培の可能性を探る試験研究ですけれども、現状米は売れる米づくりが産地に課せられた大きな課題でございまして、品種につきましてはウルチ、モチともに主力品種でなければ売れ残り

につながる可能性が高く、主力品種でも現状の気象、栽培技術などの条件下におきましては冷害を考慮すると安定供給が難しいため、たとえ別用途と位置づけても需要は低いものと思われま。このことから、現状では第1には気象条件、第2には品種、第3には栽培技術などすべてが整わなければ水張り確保以上の活用場面は難しいと考えておりますが、将来に向けてのデータの蓄積という面では試験の取り組みは必要と考えており、上川農業試験場、普及センター、JAなどの関係機関と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それぞれお答えをいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

初めに、平成19年度予算編成に当たる件ですが、来年度の基本的な考えということで、これにつきましては12日からの何名かの議員の質疑等も伺いました。その中で、新年度に向ける市長の姿勢、そして19年度の予算規模、またその中での財政の厳しさ、基金の残高等認識をさせていただいたわけですが、その中で私は市長が唱える市民の融合、そして市長と市民との融合について1点お伺いいたします。市民同士の融合ということで当初から市長は言われているわけですが、これについてはイベントを通じた旧名寄市、旧風連町との交流が行われておりまして、先日も12月2日ですか、地産地消のフェアということで盛大に行っていた。それまではそれぞれに地場製品の展示会ということで行っていたわけですが、バスを出していただいたり、非常に深まったと思います。今後もこういうことは大いに続けていただきたいわけですが、それとあと1点は、これは私は6月にもお話ししたわけですが、ぜひ地域の懇談会、これができるだけ小さな規模のまちづくり懇談会を行って

ほしいということをお話をしたわけですが、今年度につきましては8月の下旬から9月の間のときと、それと12月ですか、総合計画にかかわった懇談会を2回開いたわけですが、特に12月については私も風連地区の福祉センターの方に出席したわけですが、冬場ということ、そして夜ということもあったかもしれませんが、非常に出席者が少ない。また、風連地区のほかの会場の様子もお聞きしますと、やはり似たような状況だったようにお聞きします。やはりせっかく市理事者、また担当職員の方が大勢来ていただいても、残念といいますか、そういう気持ち強いものですから、その原因は何かということ、市民のそういう意識ということもあるかもしれませんが、今よく言われている高齢化、やっぱり年配の方もたくさん聞きに行きたいけれども、今風連地区では5会場でしかやりません。非常に範囲が広くて、なかなか行きたくても行けないと、そういう方がたくさんいらっしゃると思います。新年度に向けて懇談会、恐らく年2回程度は毎年やっていただけたらと思いますし、その内容については当然総合計画ができますから、それらの説明、また意見、要望も聞くわけですが、これからはただ住民の意見、要望を聞くだけではなく、こういう財政状況のもとで新市の行政をしっかりと進めていかなければならないとき、住民にしっかりとした説明と、それと逆にお願いをする場面といいますか、住民サービスの低下とか負担の増とか、そういう場面も出てくることも十分考えられます。そういう面からいうと、出席率を高める、来てもらう、そういう方策をしっかりと考えていく。その一つとして、旧風連地区で言えば今はもとの校下単位の5会場ですが、できれば地域の区長さん方との相談のもと区単位ぐらいのことで行うような、できるだけ小さくやる時代でないかなと、そういうふうに私は考えますので、その点についてお答えを願います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 総合計画の策定で、こ
としは8月の下旬から9月にかけて住民懇談会と
いうことで、私どもの方が日程設定ということ
でございましたので、市民の皆さんの出席のしやす
い時期だったかどうかというのには非常に規制が
あったと、こんなふうに思っております。12月、
まだ中間報告会ということで続行中ですが、これ
も大変日が短くなって、しかも足元の悪い中と
いうことでありますから、そういう面での出席の
気持ちがあってもなかなか会場まで足が運ば
ないと、こういうことであると思えます。やは
り行政の市民の皆さんに対するお願いも含めて積
極的に機会をつくっていききたいと、こんなふう
に思っております。旧名寄市の進め方についてち
よっとお話をさせていただきますと、全市68ぐ
らい町内会があるのですが、町内会連合会の皆
さんに企画をしていただいて、3年で一巡とい
うような形で設定をしておりました。場合によ
っては何力所かの町内会が合同してと、あるい
は単独でと、いろんな組み合わせがあったわけ
ですが、私どもの方から抱えている行政課題等
について説明をしながら、多くは日ごろの市政
に対する要望等も含めて意見の交換をします。
この中では、置かれている財政状況等も含め
て、広報等でも周知図っておりますけれども、
やはり直接いろいろなケースに置きかえて説
明を加えるというようなことで進めておりました。
ぜひ19年度、総合計画が一応まとまるわけ
でございまして、通常年という形で地域の皆
さん方との懇談会等についても積極的に取り組
んでいききたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） ぜひ一人でも多くの
人が懇談会の会場に足を運んで、熱心に市側
と話し合いをする、そういうような懇談会に
なると願っておりますので、努力をお願いいた
したいと思えます。

次に、二つ目の新行財政改革推進計画の内容で

すけれども、当初は12月をめどということで、
それが1月に言ってみればずれ込むというよう
なお話ですけれども、今の答弁の中で総合計
画の策定審議会、総務部会の皆さんからもこ
れから意見を聞き、計画に反映していきたく
いと言われましたけれども、そのほかに6月
の代表質問のときは各6部会の正副部会長
さんに、仮称ではありますけれども、行革の
検討委員として依頼をして、意見を求めたい
と、こういうふうに市長述べられていたわけ
ですけれども、この経過等についてお聞かせ
願います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせて
いただきますけれども、6月にはそのようなこ
とで答弁をさせていただいております。私今
答弁をさせていただきました策定審議会の総
務部会の皆さんに市民の目線で意見を聞か
せていただいて、計画に盛り込ませていただ
きたいと、こんなふうにお答えをさせてい
ただきました。この策定審議会の総務部会
というのが各5部会の正副会長で構成する
のが総務部会ということでありまして、各
部会の正副部会長さんで構成するのが総務
部会ということですから、全体的な策定審
議会の皆さんから広く意見を聞くというふ
うな部会構成になっておりますので、御理
解をいただければと思えます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） わかりました。

それで、それはいつごろ、何回ぐらいきち
っと策定できるまでに予定されているのか
お伺いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせ
ていただいたように、11月中にはというこ
とでお答えをさせていただいております。総
合計画の策定審議会の方も終盤になってお
りまして、18日の議員協議会が終わった
後、総務部会の最終部会を開催する予定
が22日になっております。それを受け
まして、最終の策定審議会の委員会を26日

に開催をいたしまして、最終的にそこで議論と方向と確認をいただいて、答申を市長にさせていただく日程の総合計画のスケジュールになっております。それらの日程と合わせる中で、それが終わってからということになると思いますけれども、総務部会の皆さんに策定の計画の素案についての場を設けていきたいというふうに思っております、これは年明けになるのかなと思っております、今予定をしているのは1回と、または2回程度かなと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 行財政改革推進計画、これは当然旧風連町、また旧名寄市でも以前からこのような計画があるわけですし、その内容については当然この後出る事務事業の見直しですとか定数管理、その他もろもろあるわけですがけれども、見直しをして削減とかそういうふうなものが目立つわけですがけれども、やはり行革の中で、新年度でも予算を編成していく中で財源不足をいろいろなもので見直しはするわけですがけれども、その一方でやはりわずかでも自主財源の確保という面についてもこの推進計画の中でもうたっていくべきでないかなと。当然うたわれているかもしれませんが、言ってみれば市税とか国民健康保険税、また使用料とか、平成17年度の新市になってからの決算におきましてもやはり不納欠損額が市税、使用料等でも1,000万円以上、国保税でも1,000万円以上とか、非常に大きな金額になっております。限られた財源を確保する中でもやっぱり納めてもらうべきものはしっかりと納めてもらうという、こういう態度もこれまで以上に職員の意識づけの中にしっかりと進めていくべきでないかなと思っておりますし、また市の遊休地、市有地等の売却による財源確保、こういう面も十分検討していくべきでないかなと思っております。たしか広報にも市有地の売却ということで、9件ぐらいですか、出ていました。もしそれが全部処分されれば約3,000万円近い収入になったかなと思っております。

そういうことについての考えをまずお聞かせ願います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回の行財政改革の推進計画の中の項目の部分に、これまでの旧風連町も旧名寄市も同じでありますけれども、健全財政の運営という1項目、大きな部分での柱がございまして、その中での歳入の確保という部分では今林議員がおっしゃったように市有地の売却、またはいろいろな部分での市有林の計画的な売却ですとか、いろいろな項目がございまして。さらにまた、市税の収納の関係も項目として挙がっておりますし、使用料、手数料も一定の時期には見直しを図って、受益と負担のあり方についてしっかり議論をしていかなければならないというふうに思っております。特にお話のありました収納率の関係で、市税の収納に対しての強化という表現が適切かどうかわかりませんが、19年度以降は税源移譲に伴って市税が重税感がある、市民にとっては多くなるということで私は認識をしております、それら収納率の向上にはより一層丁寧に説明をする中での向上の対策をとっていかなければならないというふうに思っておりますし、収納をする、徴収をするという行政側の視点ではなくて、収納とあわせて現在置かれている行財政の運営といいたいまいしょうか、市政の運営もそこで情報を市民の皆さんにもお知らせをしながら、また市民の意見もそこで聞きながら、それも行政に反映していくような職員の意識を醸成していく必要があるのかなと、このように認識をしております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） この件につきましてはあと1件で、12月の策定予定が1月にずれ込むということで、私の心配はこのことで新年度予算にうまく行財政改革を、その大胆な行財政改革が必要だと、こう言われている中で十分間に合うのか、発揮できるのかという点についてお聞きいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かにおけているということは否めない事実でありますけれども、係、係長、課長ということで、原課での予算編成に当たりましては、より多くの意見を聞いてしっかりとという表現で訓令の中でもありました。それについては、短い期間ではありましたけれども、新市の総合計画策定に職員もそれぞれの部会に入って、市民の意見を聞きながら、一定の基本計画を策定をしております、それでより多くの意見をしっかりと聞くという表現を訓令の中にもとらせていただいたのはそういう意味でございます。

さらにまた、行財政改革は、確かに19年1月ということで計画書は策定になりますけれども、これまで両市町で持っていた計画の未実施分はそれぞれ理解をして職員は業務に当たっているということであります。それで、特に両市町の職員がまだまだ両市町を理解していない部分がありますから、それらを慎重に意見と現状を認識する中で予算要求を下さいよと、このようなことでの訓令でなっております、計画がしっかりとできていけばそれに沿った形での予算の編成にはなるかと思っておりますけれども、現在両市町で持っていた分の未実施分については職員はそれぞれ理解をしながら予算編成に当たっている、積み上げてきている内容になっていると、このように理解をしております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） その行財政改革推進計画が完成しましたら、ぜひ住民にもしっかりと開示をして、そしてその課題等が市民と役所と一体となったこれからのまちづくりの共通の認識としていくことで初めて理解もいただいて、新たなまちづくりに進んでいくと思っておりますので、ぜひ情報開示といいますか、住民に提示、そして先ほど言った懇談会等でも十分それらについて話し合っていくべきと考えております。この点は答弁は結構です。

次、職員給与の見直しについてお聞きいたしますけれども、これも今お答えの中では4%、基本給プラス期末手当等に係る分、そのほかに役職加算の凍結ということですが、当初8月の下旬から9月の議会で議論になったときには、当面の財源不足の約半分ですか、そのぐらいを補いたいということで、7%のカットで3年間、そのような話だったかと思っております。これがこういう結果になったわけで、当然市長が考えていた削減額、財源に差が出たわけですが、これについては予算編成なりをする上で、またこれから将来の財源確保に向けてどういうふうな穴埋めと申しますか、どこをどう工面していくか、それについてお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきますが、7%、3年間ということで8月に労働組合の方にも提案をさせていただいております。3年間で現在の17年度決算での2億6,000万円の赤字という財調を崩した部分での一つの部分がありました。それとまた、市立病院の2カ年間の財源の赤字等々がありました。また、18年度決算見込みについても先ほどお話をしたように赤字決算になるというふうな部分が現行の中での一つの不足財源があります。それと、さらに19年度以降制度改正に伴います新型交付税による影響額、これはまだしっかりとした部分ではありませんけれども、おおむね1億1,000万円ということで前回お答えをさせていただいているところであります。さらにまた、農業の政策の部分でのニューパワーアップ事業が新たに継続として取り入れられた部分だと、そのようなことが全体でトータルで今後3カ年で想定をされる不足財源をおおむね想定をさせていただきました。そのおおむね2分の1を職員の協力を求めたいというのが提案の内容であります。その額は、おおむね10億円ということで私ども労使の中で確認をさせていただきました。しかし、これとてもまだまだ

だ多くなるのか、少なくなるのかはわからない状況ではありました。労使の中でも現在総合計画が策定中であると。さらに、行財政改革がまだまだ、まだまだといひましようか、しっかりとでき上がっていない状況にあるということも踏まえて、さらにまた中期財政計画なり、財政展望をしっかりとした中で私たちに求めるべきは求めるべきでないかというふうな御意見もありました。それは、当然の御意見だということで私どもも思います。それぞれ現在の制度なり、過去の赤字なりを十分資料に基づいて説明をさせていただいたところでもあります。十分な議論の時間は余りなかったかもしれませんが、職員の皆さんも現在の名寄市の置かれている財政状況は厳しいと。内容的にも私たちも理解をしておりますよということで、協力することについてのお約束といひましようか、事務折衝等々の中では厳しい今の置かれていることはよく承知をできますということでありました。その中で、やはり労使の中での協議では、7%が4%ということでありましたけれども、さらに役職加算を加えたということで、それをオンしますとおおむね5%ということで7億5,000万円ということで私は理解をしておりますし、また職員にしてみれば7%削減というのは大変な大きな額になります。今まで生活設計をしていた部分を生活設計を変更せざるを得ないということですから、それら職員の生活実態なり、これからの生活設計を考える、これは労使での交渉事で決めたこととございまして、最終的には4%、役職加算という7億5,000万円の協力をいただきました。残りの2分の1の不足財源につきましては、事業費調整がまず一つ出てくると思います。それと、さらに職員の7億5,000万円にプラスしまして、現在行財政改革ができ上がってはおりませんが、職員の適正化計画をどうしていくかと、定員管理をどうするかと。これは、総務省の方でも集中改革プランの中で数値目標をしっかりと定めて報告しなさいということでありま

すから、それらについても職員組合の方で定員適正化についてもともに労使の中でしっかりと議論をして、あるべき組織についての検討をしてまいりたいと、このように妥結をした内容でございます。

いずれにいたしましても、この3年間で先ほど申しましたように21年、22年度以降、若干合併効果があらわれる前にこの3年間の職員協力をいただくことによって、また市民協力をいただくことによって、名寄市の将来といひましようか、まちづくりの方向をしっかりと定めておく必要があるということでの市長からの提案でありまして、転ばぬ先のつえではありませんけれども、そのことを職員が理解をしてくれて、今回の合意に至ったということでございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それでは、市長にお伺いいたしますけれども、今回の職員組合との交渉、話し合いで、こういう今言われたような合意に至ったわけですけれども、その中でいろいろと将来に向けて職員の皆さんと話し合いもされたかと思ひます。そういう中で、この厳しい財政状況の試練を職員とともに一緒になって克服するという下地といひますか、そういうものができたのかどうか、それについて市長にお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在の置かれている地方自治体、合併をしているところはいろいろな夢を持って合併をいたしましたけれども、またその背景にあったものは従来の枠組みを大きく合併というこの新しいまちづくりのスタート、ゼロに今までやってきたことを戻すぐらいの気持ちで取り組みをしたいと、こういう気持ちも含めて合併ということが進んだというふうには私は理解をしております。それだけに職員も、私は日ごろからそういうことをお話をさせていただいておりましたから、今回の給与条件の変更についてはもちろん歓迎はされませんでした。提案に対しては厳しい批判は

されましたけれども、最終的には4%プラス役職加算の凍結という結論と、もう一つはあるべき姿、合併効果の追求もありますけれども、組織のスリム化等を含めて真摯に協議をすると、こういう条件が整ったわけでごさいます、職員いろいろな意見はありまして、労働組合としてしっかりとしたそういう共通のテーブルに着いてこれから進めることができると、このように認識をしております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 次に、職員の定数管理についてお伺いいたしますけれども、これまでのお話でも団塊の世代と言われる方たちが退職される平成19年から21年までで62名いらっしゃるということでお聞きしたわけですが、また来春、18年度、来年の3月に退職される予定者が聞きますと12名いらっしゃる、それで19年4月には4名の採用を予定されているということです。このように大量に退職されても、合併協議のときの一定の補充割合、またひよっとするとそれ以上の少ない採用になるかとも考えられるわけですが、そうなるとだんだん職員は当然減っていきます。採用は少なくなる。そのときには将来的には、これはどこの自治体も一緒かと思えますけれども、新規採用に対して少数精鋭主義といいますか、今よりより優秀な職員を採用して、そして育てていかなければならないという、こういう大きな使命があると思えますけれども、その点について現状と幅広く、広い範囲から募集をかけて、そしてしっかりと優秀な職員を採用して育てていく、この点についてお聞かせ願います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 採用に当たりましては、有能な人材を採用していくということは当然のことでありまして、これから多くの職員新規採用はないわけでありまして、それらに向けては林議員のおっしゃるとおりだと思いますが、ことしの19年度採用の関係で受験の応募を見ま

すと、高卒なり、大卒区分が非常に昨年度に比べて応募が悪かったです。少なかったです。というのは、本州の景気によって、特に大卒の関係については早く本州の企業の方に採用を内定しているというような私ども状況判断をしております。そういうことも含めまして、今後も幅広い人材の採用に当たってはしっかりと取り組んでいかなければならないでしょうし、インターネット等では広く職員公募もしておりますけれども、職員の採用時期等についても検討していかなければならないのかなというふうな思いを私はしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それでは、水稻の直播の方に移りますけれども、これは答弁いただいた中ではくちょうもちについての試験をされたということですが、当然はくちょうもちは直播用の品種ではありませんので、なかなか生育も苗に比べて厳しいのかなと思いますけれども、やはり先ほど言いましたようにこの地でも非常にいい米が作られてきていると。さっき言ったおぼろづきの登場によって、やはり本州の米卸しの方も新潟に負けないという評価です。新潟も去年は暑過ぎて一部高温障害が出たと。四国、九州の方はかなり暑過ぎてだめだといいますか、そういうことが伝えられておりますし、品種改良がどんどん進んでおります。ウルチについては、かなりいい直播用の品種、もう既に振興センターの方でもわかっているかと思えます。そんなことで、これから将来に向けてぜひこういう研究を続けていただきたいし、ここはモチだけでなくウルチも四百数十町の面積がありますし、それについては地産地消ということと名寄以北のウルチが作付ないですから、近間で大いにPRをして、消費をしていただくということで市も一生懸命取り組んでいただいております。そんなことで、主力のモチプラスウルチと2本立てでいくかと思えますので、ウルチの直播等も含めて今後地道に、今すぐ実用

化できるとは私も思っていませんけれども、地道に試験場の協力をいただきながら進めていただきたいと思いますし、モチについても直播に適した何とかそういう品種がこれから誕生することを私は願っておりますので、それらについても今後試験なり、研究をしていただきたいと思いますので、これについて再度答弁をいただいて、終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 御案内だと思いますけれども、参考までにちょっと申し上げたいと思います。試験をさせていただいておりますということで、近年の成果といたしましてはウルチ米で申し上げますと生育445号というものがございまして、これにつきましては17年度、昨年度でございまして、優良品種ということでございまして、早生でございまして、良食味であるし、直播にも適しているというような評価でございまして、何かお話によりまして、当麻の方では来年19年度から直播として一部作付するというような見通しにあるというふうに関心しております。

モチにつきましては、現在のところ直播品種向けの開発は特に行われていないのですけれども、上川農試の圃場におきましては新品種開発に向けましては今お話ありましたようなはくちょうもちの直播栽培、これもあわせて続けてやっていっているようではございますけれども、今の段階ではまだデータの蓄積というような段階でございまして、そんなことで関心しております。今後に向けましてまたそういった試験栽培を続けていくというようなことで取り組んでいきたいと思っておりますし、また働きかけもしていきたいというふうな考え方を持っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で林寿和議員の質問を終わります。

協働を目指すコミュニティ組織について外1

件を、川村正彦議員。

○29番（川村正彦議員） 議長から指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、1点目に、協働を目指すコミュニティ組織について伺います。合併協定書にもありますように、行政区、町内会の取り扱いについて特例区設置期間の5年間は現行の制度を存続し、その間に将来の形態について十分協議を重ねるというふうにあります。また、2市町とも構成戸数などの問題で再編を必要としているため、それぞれの組織で効率的な活動が展開できるように努力するというふうにございます。行政区、町内会は、それぞれの歴史と特色ある活動をしてきているコミュニティ組織であります。合併をチャンスとして新名寄市の目指すべきとした住民自治を確実に実現していくためにも、さらに住民と行政の協働をさらに当たり前の生活実感として共有できる組織としての再編が大きな課題であると考えております。そこで、名寄地区、風連地区のコミュニティ組織の再編について具体的にどのような手法、手順を踏んで実現しようとされるのかを伺いたしたいと思います。

次に、名寄地区に置くこととしている地方自治法を根拠とした地域自治組織について伺います。さきの定例会での質問に答え、小学校区の七つの地域に分けて平成20年度までに設置したいという答弁がありました。名寄地区にとっても合併を機会に住民と行政のともにやることはやる、言いたいことも言わせてもらうという認識が当たり前のコミュニティ組織を目指して具体的に市民合意をどう組み立てていこうとされているのかを伺いたしたいと思います。

さらに、風連地区の行政区制度から自治会制度への移行について、その取り組みについて伺います。風連地区においては、行政区制度が長い間なじんで定着してまいりました。行政区制度は、行政の施策を住民に周知、説明していただくことを

目的として、金額は少ないとはいえ区長手当も支給されているところでございます。風連地区においてもそれぞれの歴史経過がありまして、課題としてもなかなか具体的に自治会への移行ができなかったところでございます。合併を踏まえ、新市のまちづくりのためにも住民、行政がよりともに働く協働を目指すためにも行政区制度から自治会制度への移行が必要であるというふうを考えておりますが、どのように進めていかれるのか見解をお示しいただきたいというふうに思います。

次に、大きな項目の2番目の地籍調査について伺います。国土調査法に基づく地籍調査とは、1筆ごとの土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、地籍簿と地籍図を作成し、手続を経まして法務局に送られ、地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められて、地籍図が不動産登記法第14条の地図として備えつけられるというものでございます。地籍調査は、土地取引あるいは公共事業の円滑化、住民間あるいは官民の境界紛争のトラブル防止など、さまざまな効果が期待できるわけでございます。旧風連町におきましても農用地につきましては、基盤整備事業や区画整理事業などにより地籍調査に準ずる公図が作成されている区域がございますが、地籍調査には着手しないままで現在までまいりました。新名寄市において合併により一定規模の職員構成となるのを契機として地籍調査に取り組むべきであるとの観点から、小さな一つ目として名寄地区、風連地区の地籍調査の進捗率についてお示しをいただきたいと思います。

さらに、二つ目に、地籍調査への今後の取り組みの方針と取り組むのに課題があればあわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

以上、この場での質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 川村議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問でございます。1点目につきましては私の方から、2点目につき

ましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の協働を目指すコミュニティー組織についての1点目と3点目、1点目の風連地区の行政区、名寄地区の町内会の再編についてと風連地区の自治組織の移行について、関連がございますので、一括して答弁とさせていただきます。風連地区の行政区制度につきましては、行政の円滑化を期するための役割を担い、現在17の行政区が設置されております。合併協議の中で、旧名寄市の自治組織である町内会と組織形態が違うため、特例区設置期間中に地域住民との協議の上、住民と行政との協働によるまちづくりを目指す住民にとって最も身近な自治組織に移行することが課題となっております。特例区協議会や行政区長会には行政区移行問題を課題として提起しておりますが、特に行政区長会からは早目の検討が必要との意見もいただいているところであり、特例区内部で協議した結果、新年度から特例区長の諮問機関として自治組織検討審議会を新たに設置し、区域割りを含め調査検討を開始する考えでございます。

次に、名寄地区の町内会の再編についてお答えをいたします。現在旧名寄市には68の単位町内会があり、それぞれが住んでいる地域社会をよくするため地域の課題などに取り組んでいるところです。町内会の中には少子高齢化の要因などで世帯数の減少が起き、会員が少なくなり、活動に支障を来しているところも見受けられます。町内会は任意の団体であるため、たとえ町内会の果たす役割や機能が停滞したとしても、行政が強制的に合併を進めるわけにはいきません。しかし、住みよい地域社会を築くための基盤はやはり町内会でございますので、会員の減少などが原因で活動が停滞している町内会については、地域の互助的役割などの機能が維持できるように町内会相互の連携、再編に対し支援を行っていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の名寄地区に置くことにしている地域自治組織についてお答えをいたします。合併協議では、名寄地区に合併後地方自治法による地域自治区を設置することとしております。名寄地区の地域では、町内会を基盤として役員を中心にさまざまな活動に取り組んでいるところであります。また、老人クラブや学校のPTAなど、テーマ、分野別に活動に取り組んでいる組織も存在しているところであります。それぞれのグループや団体がばらばらに活動するのではなく、地域のあらゆる人たちが一体となり、意見を出し合い、ともに協力して活動を展開する組織の必要性を地域住民皆さんや既存のコミュニティー関係者に理解していただき、賛同していただくことが必要不可欠と考えております。このようなことを踏まえて、内部では自治組織構築に向けた地域に対する働きかけ、きっかけづくりを検討しているところであります。また、地域においても新たな自治組織構築に向けた方策やノウハウを有していると考えておりますので、今後は町内会を初め地域のために活動している組織の方々と話し合うことを中心として、地域自治組織の設置に理解を得ていきたいと考えております。そして、19年度には地域コミュニティーの基本単位となる区割りの設定や地域自治組織を主導する地域協議会の設置など、具体的な話し合いを進めていくことを考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな2点目でございます。地籍調査について、初めに名寄地区、風連地区の進捗率について御報告を申し上げます。

地籍調査は、昭和26年に国土調査法が制定されまして、北海道では昭和27年から地籍調査事業を行ってございまして、この間幾多の制度的変遷と社会状況の変化を受けまして、今日に至っているものでございます。名寄地区は、国土調査促進

特別措置法による第2次及び第3次国土調査事業の10カ年計画におきまして昭和47年度から昭和57年度にかけて実施をいたしまして、行政面積314.62平方キロメートルに対しまして168.30平方キロメートルを終了し、その後郊外部では圃場整備事業による換地処分が行われ、残りは市街地部の約10.02平方キロメートルを残すのみとなっているものでございます。率にいたしますと、河川、国有林、道有林などの関係がありますが、おおむね97%になっているものでございます。

風連地区は、国土調査法による地籍調査は行われておりませんが、行政面積220.61平方キロメートルのうち名寄地区と同じでございます圃場整備事業の換地処分によりまして43.99平方キロメートルが終了してございまして、残りは市街部の約2.13平方キロメートルや民有林、市有林の67.17平方キロメートルと東風連、日進地区の一部となります。東風連と日進地区の正確な面積がわかりませんので、確かなデータではございませんけれども、率にいたしますと約70%になるものと考えているものでございます。

2点目の今後の取り組みの方針と課題についてお答えをさせていただきます。今年度名寄地区では全国のDID、これは1ヘクタール40人以上の人口集中地区という定義でございます、のうち地籍調査が未了の地域として都市再生街区基本調査を国が実施をしたことにより、中心市街区の位置を示す数値データが活用できるとともに、地籍調査推進へのきっかけとなります。1筆ごとの土地について境界や面積を調査することは、土地の境界を明確にして、土地取引による経済活動の円滑化、活性化になることや大変有利な国庫補助事業であることも承知しておりますが、風連地区は山林も残っておりますが、両地区ともに残っている市街地が土地の権利関係等が複雑であることで郊外部に比べ調査には多くの労力と期間を要すること等が予想されますので、現時点での事業化は

非常に難しいものと考えているところでございます。今後全道的にも都市部の地籍調査はおくれていると聞いておりますので、それらの推移を見ながら検討をさせていただきたいと考えているものでございまして、御理解をいただきたいと思いません。

以上、御答弁させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） お答えをいただきましたので、まず順次再質問をさせていただきたいと思いますが、今の御答弁の中で風連地区に行政区から自治区へ移行するに当たって、新年度から特例区長の諮問機関として自治組織検討審議会を設けて検討していくということでございますが、これにつきましては何人ぐらいでどのような、個人名要らなくて、どのような役職、立場の方が入られて審議をお願いしていこうとされているのかの御説明をまずいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 19年度から今検討している審議会を立ち上げたいということで、行政区長さんにもそういった話を既にしております。今考えるのは、約10人程度の人数を予定しております。区長さん、公民館分館長さん、特例区の協議会の委員さん、そのほか学識経験者というか、そういった人を構成員に充てながら、これからの自治のあり方について検討させていただきたいなと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 風連町でも長い間課題、テーマとして話題にはなっておりましたけれども、なかなか移行ができなかったという経過があって、これも名前だけ自治会になっても余り意味がないわけで、実質的に自治活動をみんなで行きましょうという合意がないとなかなか難しいものがあるのかなというふうに考えておまして、今までこういう合併というようなきっかけがないとなかなか具体化しなかった一つの課題ではある

うと思いますが、この議論を進めていくのに障害と申しますか、皆さんに多少御理解をしていただきたいなというようなことがありましたらお示しをいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 行政区の統廃合とか、こういった問題については旧風連の中でもいろいろ論議をされておった経過がございます。しかしながら、なかなかこれといった住民の意識が盛り上がらなかったというような経過があるわけがございます。しかし、今後改革しようとするのは新たな市になって、やはり新たなスタートを切っていくという立場で、今までのいきさつは今までのいきさつとして、そういったものをどういうふうには排除していくかと。行政区の仕事もありますし、公民館の仕事もこの自治会の中には出てくるのかなと。そういったことが多く絡んでくると思いませんから、今まで風連の中においては公民館活動が各分館ごとにそれぞれ活躍されて、大きな成果を上げていただいておりますし、また行政区は行政区として成果を上げています。そして、さらには風連では第3期総合計画の段階で地域に行政推進員を置きながら、その調整役も含めておったわけがございます。これらが一体になったような形が望ましいのかなと、現在そういった思いをしているわけがございますから、多くの立場の人から御意見を聞き、そして新たに区割りをしなが、名寄市の新たにつくる自治区とも整合性を持たせながら、一体感のまちづくりに向けて進んでまいりたいなと、このように思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 次に、名寄地区の町内会の再編についてもお尋ねをしたいというふうに考えておりますが、今68の町内会があるということではございましたが、この町内会のばらつきがあるのだというようなことでございまして、この町内会について一番小さな規模で何戸ぐらい、

それから一番大きなところでどのぐらいの戸数の町内会が現在あるのかをお示しをいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 智恵文地区はちょっと除かせていただきますけれども、名寄市内の部分でございまして、11区町内会というのがございまして、そこが45の会員ということで……失礼いたしました。済みません。一番小さな部分は、世帯数で64のマーガレットヴィラと、市街地にあります団地のところとか、南が丘の78世帯、緑丘78世帯、100世帯というのが18区、20区等々でございまして、十一、二町内会が120を切っている世帯数ということでございまして。一番大きな町内会は、14区町内会で578世帯、500世帯でもう一つが北新区というところで524世帯、東12区が482、400を超える町内会は8町内会ということでございまして。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 大きなところから随分規模の違いがあるなということが理解できたわけですが、御答弁にもありましたように町内会というのは自然発生的なものでございまして、行政が強制的にやるわけには、なかなか難しいだろうということで、むしろあえてやるべきではないかなというふうにも思うわけですが、ただこの中で町内会の自治活動交付金ですか、年間1,000万円ほど持って、自主的な町内会活動といいますか、に支援をしているという経過があるのだらうと思いますが、今現在の活動交付金についてはどのような配分をされているのか、ことしの予算の予定で結構でございまして、お示しをいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） この交付金につきましては、町内会の自治活動交付金交付規則というのに基づいて交付をしているものでありまして、均等割と世帯割に区分されておりまして、均等割が1町内会2万円と、それと世帯割につきまして

は1世帯780円ということでの世帯数で交付をしている内容になってございます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 長い経過があって、そのようなことで自治活動を応援されているのだというふうに思いますが、これは行政もある適正規模の町内会が望ましいという効率性、あるいは一定の自治活動をするにはある程度の戸数が必要だということになれば、こういう自治活動を応援するものも多少政策的、制度的に望ましい形に誘導していくような交付金、単なる均等割、戸数割でなくて、一定規模に満たないところは多少応援の度合いが少ないとか逆とか、そういう多少政策誘導的な応援の仕方も考えていく必要があるのではないかとこのように私は考えるのですが、いかがでございましょうか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） その考え方も一つの考え方だというふうに思いますけれども、少子高齢化が進む町内会の中では再編統合もひとつ促進役といいたしめようか、行政が中に入ってまとめをしていくというふうなことも大事でないかなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） それでは、名寄地区に置く地域自治組織について、前回の定例会でも中野議員から質問がございまして、一定の答弁をいただいたようではございますが、名寄地区に置く七つの今のところは校下に置くような予定をされているようではございますが、名寄地区にこの地域自治組織を合併論議の中で置くという合意の中から取り組まれるのだと思いますが、今の町内会、実際ある町内会の、前回も出ていましたが、屋上屋的なものになりはしないかという、そういうものになっては余り意味がないなということでもございまして、そのような屋上屋というような形にならないための制度設計、あるいはその地域自治会の役割というようなものをどのようなねらいで

置かれようとしているのかの御説明をいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） このことにつきましては、合併協議以前に旧名寄市におきましても一つの考え方として町内会連合会等々にはお話をさせていただいた経緯がございます。御質問のあったように、なぜそのようなことになるのかというのが十分理解できないぞと、町内会連合会の役員の方々に説明に行ったときには今6、8ある町内会のそれぞれの活動がどういうことなのかと、しっかりとやっていると。それは、私どもも町内会の冠婚葬祭を含め見守りなり、安全、安心の取り組みなりについてはそのとおりであります。その中で、少子高齢化が進んできて、それぞれ御近所の力をかりなければなかなか今地域がしっかりと支えられなくなっている状況にあることと小学校区に自治区を設けるといふ、7小学校ありますから7区ということになります。その一つの考え方にはそれぞれ単位町内会のある単位町内会は会長さんを置いて、冠婚葬祭、日常の活動は活動としていただいて、それで学校区でやる部分については、例で言いますと安全、安心のSOSですとか、小学校区における学童の見守り隊ですか、学校区であるからこそ地域の一体感と連携が強化といえますか、深まるというふうなことが一つあるという考えであります。さらにまた、地域自治を育てていくといえますか、地域分権と地域自治を大きく育てていくという視点の中ではそういう区割りの組織がこれから必要になってくるのでないかと。また、少子化の中では一つの単位町内会では少年野球大会もできないようなところも実はあります。先ほどもお話ししたような小さなところではできていないと。学区によることによつて、またそういう活動が活発になる。敬老会の事業についてもそのようなことが言えるのかなと。さらにまた、防災訓練等についてもそういう自治区組織でやるのがより効果が上がって

る、自治が芽生えてくるというふうなことで考えておきまして、その中で林議員からも質問のありました住民と行政との懇談会、それらについても条例化できるかできないかはこれから制度の中ですけれども、その中にしっかりと1年に1回、または2年に1回はその自治区単位で懇談会をやるというふうなこともしっかりと盛り込むと。その上には自治基本条例をどうしっかりと立ち上げていくかというふうな視点の中で、そういうふうな形でいふと非常に今の置かれている地方自治の現状はそうだというふうには認識はしていただけたと思いますけれども、町内会長さんからすると余りそのことは理解されなかったです。私の説明の悪さもあつたですけれども、できなかったですけれども、そういうことをこれからもう少し具体的な部分でお話をさせていただいて、また自治区といつても小学校区単位で、その中では学校とは一緒でありますけれども、農業の関係の皆さんもその学校区に入っていると、またそれらをどうするかということも一つ悩みと課題があるところでありますけれども、少し19年度しっかりと町内会の皆さんと、関係の皆さんと議論を深めていきたいと、そんなことを考えております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） それで、あわせて合併論議の中にもまちづくり条例といえますか、自治基本条例をつくって行って、しっかりと新しい新名寄市の自治をみんなで行政の持ち分、住民の持ち分、しっかりと確認をしながら新しいまちをつくらうというふうなことでございまして、そのいわばまちづくりの憲法というふうなものをこれからつくらうということになっておりますけれども、この自治条例の取り組みと地域自治組織あたりのあるべき姿というものは同時並行的にできればやっていった方が市民理解も得られやすいのではないかと、そういうふうにも考えますので、その自治基本条例をどういうふうにつくっていき、またこの地域自治組織とどういうふうな歩調をとっていくか

というか、その点の御説明をいただきたいと。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おっしゃるとおり自治基本条例と地域自治という部分ではまさしく一体の部分であると思います。

自治基本条例につきましては、今年度名寄の庁舎内に職員による検討委員会を立ち上げをさせていただきました。数回の会議を開催をしております。また札幌大学の法学部の教授にもアドバイザーとしてお引き受けをいただきまして、さきの定例会で追加補正も御承認いただいたところがあります。まず、しっかりと庁内で自治基本条例について学習といいましょうか、一つの考え方を示していきたいと、このように思っております。18年度はそういう形です。19年度においては市民組織を、委員会といいましょうか、そういう委員会を立ち上げて、自治基本条例についての議論を深めていただくというか、議論というよりも自治基本条例とは何なのだろうか。職員にも自治基本条例って何だろうかということから始めてまいっておりますし、市民の皆さんにもそこから始めていく。そして、フォーラムですとか講演会ですとか、そのことのまず理解からさせていっていただいて、20年度には基本条例、市民の憲法というか、最高規範としての扱いにするのか、そのような形で進んでいく。それとあわせて今地域自治組織も20年度からスタートしていきたいということで考えているところであります。同時に並行的に19年度から進めていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） それでは次に、地籍調査の方に入らせていただきますが、先ほど御答弁をいただきまして、名寄市が97%ぐらいしているのではないかというような御答弁で、それから風連町も70%とおっしゃったのでしょうか。いろんなとり方がありまして、地籍ですからもちろん川や沼は入りませんけれども、そのほかのと

ころではもと数のとり方がちょっと違うのかなと思います。国土交通省の土地・水資源局ですか、ここに国土調査課というところがございまして、そのホームページには名寄市は87%の進捗率だよと。それから、先ほど御説明ありましたように昭和47年から着手して、これでは58年までやって、あとは休止、休んでいるよと。結構いろんな理由で北海道内も休止しているというところが多いわけですが、ちなみに旧風連町では地籍調査としては未着手で、ただ農家地区の農用地の基盤整備だとか土地改良事業で、このホームページによりますと旧風連町の進捗率は23%だよということになっておりまして、これはとり方というか、それから調査対象を限定してあれば分母が小さくなりますから。

ただ、近隣ちょっと参考までに見ますと、和寒、剣淵、朝日、下川、美深、音威子府、中川、これ全部地籍調査100%完了しているのです。旧風連町は、全道でも珍しい、珍しいとは言いませんが、そんなに多くない地籍調査としては未着手だったわけがございまして、北海道全体で見ますと北海道の全体の進捗率が62%ぐらいだということございまして、随分町村によって差があるようございまして、そのうち北海道で、これはちょっと16年ぐらいの古い資料かと思いますが、全道の207の町村のうち21町村が未着手、その中に風連も入っているのですが、地籍調査としては未着手ではありますけれども、実質的な基盤整備や何かで23%ぐらいは終わっているというようなことございまして、先ほどの御答弁、なかなか取り組みづらいのだというような御答弁であったかというふうにと思いますが、名寄でいうとあと10ヘクタールですか、それから風連でいくと2ヘクタールちょっとでしょうか、そのなかなか取り組みづらいのだよという最大のものはどんなことございまいしょうか。何かその理由がありましたらお示しをいただきたい、取り組みづらい理由です。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 一般的には市街地は、やはり権利関係が非常に複雑になっているということでございます。地籍調査には精度というのが、数段階の精度です、測量精度の区分がございまして、ちょっと表現語弊がありますけれども、山林地区は山林地区用、田畑は田畑用、甲1、甲2、甲3、乙1、乙2、乙3という、そういう測量の精度がございまして。これは、測量上の定め精度なのでございますけれども、市街地は最も精度の高い甲1ということに一般的にはなっているのです。甲1になりますと非常に高い精度を求められるといいますのは、測量機器も高精度の機器による精密の測量と。それには高精度の測量機器の投入と人的にも相当投入しなくては行けない、時間的にもかかるということで、経費が非常にかかってくるということだと思っております。そういうような経過等がある、名寄市におきましては市街地を除いての郊外部、水田地帯の区域を地籍調査で先行して、そして昭和47、8年以降圃場整備事業、土地基盤整備事業が行われていて、したがって換地が伴うということで、地籍測量の行われない分を補完して、地籍測量の結果と同じ効果をそこに見出してきたと、そういうことだと思っております。市街地につきましては、そのような理由で延び延びになったのが結果的に今のよう状況ということで、平成16年から18年、本年度ですけれども、街区基本調査、これは国の国土地理院直営で行っております。まちの部分に限って、D I D地区というところですが、限っているのですけれども、200メートルに1カ所基準点を設けているわけです。そして、街区、これは条、丁目でございますけれども、街区測量も行っておりまして、街区図というものをつくります。それを必要であれば法務局の地積測量図をも修正するというようなところまでこの街区基本調査を行うというものでございまして、成果につきましては来年の2月か3月ぐらいに各市町村に手渡さ

れると、そんなふう聞いております。そのようなことで、市街地は結果的にはおけているというのはこのような理由かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 基準点といいますか、そういうものは取り組んでいるということでございます。これは、地籍調査の経費ということについては、1キロ平方メートル当たり1,200万円ぐらいかかると。しかし、測量に実際かかるのは国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1持たないとなりませんが、市の持ち分、道の持ち分の80%までは特別交付税で一応算定基準には入れてもらえるというようなことで、経費的な持ち出しはほとんどないのですが、今言われたように人的な人件費といいますか、それに携わる方の人件費は当然市が負担というようなことになって、なかなか小さな町村では取り組めなかったというような経過もあるのかなというふうに思うのですが、最近全国的にも一回着手したのだけども、休止しているよと、途中でやめているよというところが、名寄市みたいなところが多いわけですが、国もいろんな制度を最近つくっているようでございまして、外注型といいますか、自分で実際職員がやるのではなくて、外注するのにも応分の国は応援するよ、あるいは経験豊富なアドバイザーを市町村に派遣するよとか、いろんな今国も誘導策といいますか、国土調査を進めてもらうための制度も用意しているようでございまして、なおいろんなその可能性について検討をしていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市街地におきまず公共事業を進めて、国の政策として都市再生を行おうという、そういう背景があるというふうな今の議員のお話を伺って感じたわけですが、

将来にわたりまして研究をしなければならないというふうに思っております。

実は、測量というのは、いわゆる誤差をどのように修正するかということなのでありますけれども、名寄地区の場合でいいますと周りは全部測量終わっている状況です、ほとんど。残っているのが市街地区でございます。そうしますと、その測量の立場でいうと誤差が全部残っているところに結果として集まっていると、そういう状況もあると思うのです。それで、16年から18年で街区の基本調査を行っていますけれども、中心市街地部分は測量としては精度立派なものなのです。それで、農村部、郊外とあわせた場合にドーナツ状でちょっと合わないところが出てくると。そういうのは、どうしても結果として生まれてくるということでございますので、その辺も現実の問題として調整も非常に難しいというのが測量をいざやろうという場合に課題として残るのかなと、そんなふうに思っておりますけれども、これはただ測量の技術面の話でございますので、地域の政策や、あるいは国の政策上とは別な話でございますので、しっかり研究しなければいけない、そんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） いろいろ難しいことがあるのを承知で申し上げているのですが、これをある程度データベース化といいますか、これが終わらないとなかなか、今二つの人工衛星ではっきり、昔は縄ではかっていましたから、縄が伸びたり縮んだりしたのかもかもしれませんが、今測量技術が非常に進歩しておりますから、一番最後のしんどいのは結局多かったときはみんなで分けばいいのですからいいのですが、少なかったときに最後までどうしても判こが押されないとなかなかまとまらぬというようなことで、なかなか中心部は難しいのだという話もお聞きするわけですが、今地籍調査が終わっているところではコンピューターに下水道情報だとか水道情報全部入っていま

して、コンピューターの中でシミュレーションができるのです、どこへ穴掘るか、どういうふうに曲げるかという。そんなことはちょっと今の名寄には無理だというふうに思いますので、あきらめないでこの可能性について十分御検討をいただきたいというふうに思ひまして、13分残して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で川村正彦議員の質問を終わります。

3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新名寄市総合計画（第1次）について外3件を、佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問をさせていただきます。20人目ということで、皆様お疲れの中かとは思いますが、手短かに進めてまいりますので、お許しを願いたいというふうに思います。

大きな項目四つのうちの一目、新名寄市総合計画（第1次）の策定と進行管理についてお伺いをいたします。新市の将来あるべき姿を描いた市政運営の指針となる新名寄市総合計画（第1次）は、7月27日の庁内策定委員会の設置を皮切りに、9月6日、市民100人による策定審議会で本格的な議論に入って、来る12月26日の第4回策定審議会において最終確認を経た後、答申の予定となっております。その間総合計画を考える地域懇談会が14会場で、中間報告会が6日間、11会場で開かれ、また総合計画を考える市長との懇談会も3回、意見アンケートも実施されました。実に慌ただしい策定スケジュールの中で御尽力いただきました策定審議委員会委員の皆様、そして各種懇談会に駆けつけてくださいました市民の皆様には心からの敬意を表するものであります。平

成19年から28年まで10年間の市民との協働による新しいまちづくりの指針となるだけに、この5カ月間、150日という期間が議論を深める意味において、真に市民との協働を図る意味において適切だったのかの問いかけに私は改めて大きな疑問を抱かざるを得ません。さりとて、あと3カ月後には始動するであろう計画でもあります。ここは新名寄市総合計画（第1次）基本構想の事務局案にある実施計画は掲載した各事業の目的と目的達成度を明確にし、行政評価システムによる進行管理を導入することにより実効性を高めることを目指しますのくだりに期待するところまことに大なるものがあります。

そこで、お聞きをいたします。策定後の具体的な進行管理の実施方法、体制についてお知らせを願います。

二つ目といたしまして、加えて進行管理による進捗状況の情報公開の方法についてお知らせを願います。

三つ目、市長の任期、政策の変更と総合計画との整合性をどう保つかについてお答えを願います。

大きな項目二つ目、合併の日、旧風連町に設置された合併特例区についてお伺いをします。旧市町の緩やかな合併を目指して設置した合併特例区は、旧風連町の先人が営々として継承、築き上げてきた歴史、文化、そして知恵を現在、未来にわたっても伝え、広め、発展させるために、ひいては新市のより豊かで多彩なまちづくりのため、今後の制度展開に期待するところまことに大なるものがあります。全国的に見てもその例は数少なく、関係各位の奮闘、御努力に対し心からの敬意を表するものであります。

合併後早いもので8カ月と少しが経過して、特例区設置期間の5年はたちまちのうちに過ぎていく感のきょうこのごろではありますが、そんな中で一つとしまして特例区設置終了後の風連地区の姿を例えば地域自治区への移行問題などどのように描き、二つ目といたしましてどのようなスケジ

ュールで進めていくのかについてお知らせをください。また、三つ目といたしまして、合併特例区と同時に設置された合併特例区協議会は議会にかわるものとして風連地区のあるべき姿を議論する役割を担い、大いに期待されているところではありますが、4番目といたしまして今日までの開催状況と審議内容について、5番目といたしましてまたその内容を市民にどのように周知してきたかについてお知らせを願います。

大きな項目の三つ目、自分の健康は自分で守るという健康意識の高揚を掲げ、生活習慣病の早期発見、早期医療の観点から実施されている基本健康診査と各種がん検診についてお伺いをします。最近よく耳にする言葉にメタボリックシンドロームがあります。これは、内臓脂肪蓄積を基盤として、高脂血症、高血圧、高血糖のうち二つ以上の疾患を合併した状態を指しているもので、メタボリックシンドロームの人はそうでない人に比べて心筋梗塞や脳梗塞になる危険度が高いと言われていいます。だれもがすぐ行えるチェックとしてウエスト周囲径の計測があり、男性85センチ、女性90センチ以上が要注意、警戒ラインとされています。この場にも私も含めて何人かいらっしゃるかと思いますが、気をつけられることを警告いたします。

みずからの健康に関し、みずから行うことができることを行い、さらに定期的に総合的健診を受けることにより生活習慣病の早期発見、早期医療、早期治癒につながり、日々安寧な健康生活が保たれます。そのような意味において市が実施している総合健診の受診率を上げることが3万1,544人、10月末現在です、市民の健康保持にとって欠かせないものであります。そこで、一つといたしまして、過去2年と18年度、これは当期実施分の見通しも含めてでございますが、総合健診の実績をお知らせを願います。

加えて二つ目といたしまして、健診対象年齢を従来の40歳から35歳に引き下げて、早期に受

診を受けることができる体制を整えておりますが、健診効果についてお知らせを願います。

三つ目といたしまして、さらに今後健診の受診率を上げるために何が必要か、何が足りないか、現状を分析しての効果的な対策がとおりであればお知らせを願います。

大きな項目最後、四つ目でございます。教育委員会の執行体制についてお伺いをいたします。昨日教育基本法改正案が参議院教育基本法特別委員会で強行採決の結果可決され、この後参議院本会議において採決、成立の見通しにあります。この法律の成立により、さきの戦争の教訓に立った個人、個々を大切に教育から国家、愛国心を前面に押し出した教育へといわゆる戦後教育が大きくさま変わりすることになります。教育改革タウンミーティングで露顕したやらせを犯してまでも世論操作を企て、貫徹したかった真の目的は何なのか。このことを考えるとき背中に寒いものを感じるのは私だけでしょうか。ゆとり教育は、根づく間もなく見直し議論が起き、心をはぐくむはずの総合的学習は時間のむだ遣いと酷評を得て、さらにはいじめ問題に至ってはそのことの解決どころか教育基本法改正案成立のための道具、手段にさえなってしまったのが今日今現在の教育を取り巻く姿であります。そのような流れの中、教育委員会の機能、権限の見直し案が政府内で浮上していることも御承知のとおりであります。教育委員会として果たさなければならないこと、課せられている義務は何か、また教育委員として期待されているもの、努めなければならないものは何か、また教育委員会としてその責務を全うするためにどのような執行体制を整えているかについてお知らせを願います。

この場からの質問は以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 佐藤議員から大きな項目で4点にわたっての御質問でございます。1点目と2点目につきましては私の方から、3点目

につきましては福祉事務所長から、4点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

1点目の名寄市総合計画の進行管理についてお答えをいたします。新名寄市総合計画は、地方自治法の規定により設置した総合計画策定審議会条例により9月6日に100名の委員に委嘱し、策定作業を進めてまいりました。今後の日程といたしましては、今月1日から行っております市民への中間報告会、これにつきましては18日で終了の予定をしております。また、同日市議会議員の議員協議会の中でも議論をいただくことになっておりまして、26日の策定審議会での審議を経まして、年明け後に市議会臨時会の提案予定となっております。

総合計画の進行管理のため、平成19年度に部次長会議メンバーと主管課長による、仮称でありますけれども、総合計画庁内推進委員会を設置をし、予算との整合性と推進状況をまとめなければならないと考えております。進行管理は、平成20年度から行っていかなければなりませんので、同年度当初に総合計画推進状況のチェック機関としての市民委員会を設置するとともに、推進状況をホームページで公開してまいります。

新総合計画は、市長の任期と政策により変わることがあるのかとの御質問でございますが、基本的には総合計画基本構想は地方自治法に定められた手続により市民の代表100名の審議会によって策定をされ、市議会の議決を得ますので、変えることはございません。また、10年間の名寄市のまちづくりの理念でありますので、変える必要もありません。しかし、社会情勢の大幅な変化により変えざるを得ない場合には、改めて議会の承認が必要になるところであります。

次に、事務事業の仕分け、官と民についてでございます。現在策定審議会でお審議をいただいております新名寄市総合計画の施策の基本目標1、市民と行政の協働によるまちづくりの中の主要施

策8番目の効率的な行政運営の中で計画していく予定でございます。厳しい財政状況や地方分権に対応した効果的、効率的な行政を進めていくためには、組織のスリム化と民間活力の導入は欠かせないと認識をしております。組織のスリム化では情報通信網を活用し、適正な職員配置による住民サービスを低下させない体制づくりを目指してまいります。指定管理者制度等を活用した民間活力の導入では、旧名寄市では平成18年4月より25施設、旧風連町では3施設とその領域を拡大してきておりますが、今後ますますその必要性は拡大し、民間活力の導入を図っていかねばならないと考えております。また、その他の福祉施設等におきましても引き受け手である民間企業の活動領域が広がり、受け皿も広がってきておりますので、行政コストの面など多角的な面から検討し、利用者の理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目の2点目の特例区の今後についてお答えをいたします。議員御承知のように合併に際しましては、旧両市町ではこれまで行政にかかわる幅広い事務事業等について取り組んできたわけでありましたが、それらがすべて同じ基準や内容で取り組んでいたものではなく、相当な格差のあるものからすぐ統一して一本化できるものまで数多くの事務事業がありました。特例区は、風連ならではの事業、調整に時間を要する事業を新市の一体性に向けてソフトランディングを図ることを目的として設けられているものであります。現在特例区では規約に定められております18事業について取り組んでおりますが、18事業を特例区廃止後どのように市に引き継いでいくかのお尋ねでございますが、事業によって考え方も変わってきますが、総体的には特例区事業ですので、特例区設置期間のなるべく早い時期に方向づけすべく特例区協議会との十分な意見調整と特例区廃止後に事務分掌を所管することになる原課とも十分な協議をしてみたいと考えております。

次に、特例区協議会の開催状況でございますが、これまでに4回開催しております。内容は、1回が会長、副会長の互選や特例区規約等の制定、事業予算についてであります。2回目が商工業者など事業者の住所変更に伴う商標登録変更事業について、3回目が都市計画税についてと市街地再開発について、あわせて道の駅についてであります。4回目が新名寄市の総合計画についてであります。

住民周知の方法についてであります。過去4回協議会を開催したうち、第1回目については広報紙を使って周知しておりますが、その後は行っていないのが実態であります。今後は、協議会の開催状況等についてその都度住民への周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

地域自治区移行についてのスケジュールについてでございますが、名寄地区の地域自治区が平成20年度の制度化に向けて検討されておりますので、その例に倣って進めることになるものと思っておりますが、風連地区の場合地域自治区の母体となる行政区の再編が課題となっておりますので、地域自治区へスムーズに移行するために新年度において審議会を設け、検討していただくことしております。スケジュール的には平成20年12月までに答申を受け、21年度に関係機関との調整、21年度から平成22年度にかけて住民説明会と移行準備、平成23年度制度化と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私の方からは、大きな項目の3番目、総合健診のあり方について、さらに受診率の上がる効果的な対応についてをお答えさせていただきたいと思っております。

生活様式や食生活の変化に伴い、生活習慣病は年々増加傾向にあり、その予防対策が重要な課題となっております。現在本市における生活習慣病予防対策といたしましては、基本健康診査とがん

検診をあわせた形で、名寄地区1カ所、風連地区2カ所を会場に35歳以上を対象とした総合健診を実施をしてきております。平成16年度からこれまでの基本健康診査の実績といたしましては、名寄地区で平成16年度、受診率28.9%、以下17年度、29.4%、18年度においては26.3%を見込んでおります。風連地区では、平成16年度、受診率47.9%、17年度、45.7%、18年度においては47.3%を見込んでいます。このうち平成17年度の基本健康診査の結果、名寄、風連地区とも高脂血症、高血圧、糖尿病を中心とした生活習慣病及びその予備軍が多く発見されております。そのうち働き盛りであります40歳から65歳で所見のある方は、男性89.2%、女性70%と、特にその背景として男性の生活習慣病の基盤となる肥満が多いことなどが健康課題となっております。そのことを踏まえ、健康教室や個別支援など、健診後の生活習慣病予防対策に力を入れ、取り組んできております。

また、がん検診においては、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんを実施してきております。検診の結果、名寄、風連両地区で胃がん7人、肺がん2人、大腸がん6人、乳がん3人、前立腺がん2人と計20人の方のがんが発見され、そのうち9人がほとんど自覚症状がない段階での早期がんとして治療に結びついてきております。

現在市で実施してきております総合健診の受診率につきましては、ここ数年横ばいの傾向が続き、受診率の伸びが見られておりませんが、市の健診以外の人間ドックなど個人健診の状況では名寄地区の平成16年度、331件、17年度では410件、風連地区の平成16年度は38件、17年度においては36件と若干ではありますが、増加をしております。しかし、平成16年度、旧名寄市で実施いたしました住民健康アンケート調査の結果、健診を受けない理由としては忙しいから、

健康だから、何かあったらすぐ病院に行くからと回答された方が全体の87%と多くを占めておりました。このことから今後の取り組みといたしまして、健康で自覚症状のない段階から年1回の健診を定期的に受けられるよう、健診に対する意識啓発を図っていくことが必要であると考えております。さらに、効果的な健診を目指し、受診率を高めていけるよう周知方法の工夫、広報、新聞、ラジオ、回覧等でタイムリーに案内すること、保健推進委員の受診勧奨及び取りまとめ等の協力、健診待ち時間を短縮するための受け付け時間の工夫などに取り組んでまいります。また、保健センターにおきましては、受診率向上のため料飲店組合や理美容組合などの職域団体に対しましては従前より特に別途組合長に御案内し、参加を呼びかけていただいたり、土曜、日曜日にも健診を実施し、少しでも受診しやすい体制を整えているところでございます。

さらに、今年度より健診の対象年齢を40歳から35歳に引き下げ、早期から健診を受けられるよう改正を図ってまいりましたが、基本健康診査における35歳から40歳までの夏期分受診者数は名寄、風連地区合わせて53人と若い世代の方の受診数が少ない状況で、健診の効果を述べるまでには至らない状況となっており、またこのことは複数年にわたる継続的な検診も必要な部分と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、健診を補強する意味からも一つの地域をモデル地区として設定し、聞き取り調査なども行いながら、市民の健康状況の把握に努めてまいり予定でもおります。

今後も生活習慣病予防の観点から、働き盛りである年齢層の方への働きかけが重要であり、その点を課題としながら、効果的な健診を推進していけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大きな項

目4の教育委員会の執行体制についてお答えいたします。

現在の教育委員会制度は、昭和31年施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、すべての都道府県及び市町村に置かれる行政委員会の一つで、合議制の執行機関であることは御案内のとおりでございます。教育委員会は、幅広い識見等を有する非常勤の教育委員をもって組織され、その合議により大所高所から基本方針を定め、その方針決定を受け、教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっており、教育委員会は会議を通じて意思決定をするとされているところでございます。

教育委員会に課せられた義務は、一つに政治的中立、二つに安定の確保、三つに民意の反映でございます。これまでも中央教育審議会や教育再生会議におきまして教育委員会制度の今日における意義、役割などについて議論が進められておりますが、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

名寄市教育委員会といたしましては、今後とも教育の継続性の確保や地域住民の意向の反映、また合議制の趣旨やレイマンコントロールの仕組みを十分配慮して教育委員会の運営に当たるとともに、教育委員個々のさらなる資質向上のための研修の機会を数多く取り入れるなどしながら、事務局職員とともに地方分権時代にふさわしい名寄市の教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今それぞれ通告順に従っての答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきます。

初めに、総合計画についてお尋ねをいたしますが、今回の第1次の総合計画については、さきに御説明もいただいているとおりしっかりとした進行管理のもとに、いわゆる計画行政の推進に力点

が置かれているというふうに私は読ませていただいております。そんな中で、先ほど新たな資料が配付されておりましたが、先ほどいただいた資料の中では主要施策として45項目、それから基本事業として133項目、それから実施計画事業として、私が数えたのですから少し誤差があるかもしれませんが、303項目が記載をされております。それで、今御答弁の中では進行管理については19年に準備をして、それから20年からというふうな御説明をいただいたわけですが、しっかりとした計画行政を行っていくということにおいて、19年から総合計画は動き出すわけですよね。その中において、進行管理については後年度から後追いの形でやっていくということによろしいのかどうか。それは、真に第1次の総合計画が求めている、実施しようとしている計画、いわゆる計画行政なのかどうか、その辺についてまずお尋ねをいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 19年度からの計画、10年間、前期、後期ということで分かれておりますから、19年度のそれぞれの推進する事業項目等についての事業規模ですとか事業予算について19年度から執行がされます。その執行された中の部分での推進状況なり、予算の状況なりを推進市民委員会の皆さんに報告をし、御意見をいただくと、そのようなことでありますからずれが出てくるということでありまして、19年度から始まって、19年度の後半でも必要があるということになれば、そういう組織をつくっておりますので、それらの中に報告をさせていただくと。それと、その前には庁内における策定委員会を立ち上げまして、その中でのしっかりとした進行管理をして、それを外部の委員の皆さんに報告をして、御意見等をいただくと、そのような組織をしっかりとつくって、総合計画の進行管理をしていくということでの答えをさせていただいております。これは旧名寄市でとっていた手法でもござい

ます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） そういう手法、旧名寄市の手法に倣って第1次の新名寄市の総合計画においても取り入れるというお話であります。今総務部長のお話にもありましたとおり、終わってからではなくて、既にその年度途中であっても結果が出たものについては随時出していくということが非常に情報を市民と行政が共有するという意味において大事なというふうに思います。終わったことではなくて、今現在進行中のものも市民としては把握できるという、そういったシステムをつくっていくことが大切かなというふうに思うわけですが、そのためにどういうシステムをつくり上げていくかということなのですが、実は凜風会、先日岐阜県の多治見市の方に総合計画について勉強させていただくためにお邪魔をさせていただきました。その中で、既に御承知かと思うのですが、多治見市についてはこういう形で各事業ごとに、419本あるわけですが、シートによる進行管理を行っております。これは、全国的に見ても非常にすぐれているというふうな評価をされているようであります。このシートの中には担当課、これは多治見市の場合は実行計画というふうな形で出ておりますが、担当課、関連課、それから事業名はもちろんですが、事業優先度、これはABCで書かれておまして、それからマニフェストがある場合はマニフェストとどのように関連をしているか、それから見直し年度、それから全体計画があって、前期5年間の計画内容が記載をされておまして、それからその下に評価という欄があります。それから、達成度を記載する場面もありますし、それから事業進捗を五つ星で記載をされているような形になっております。これは、今インターネット等で公開をしていくというお話もありましたが、市民側から見ましたら、いつでもこのシートを引っ張って、今現在の多治見市の行政内容を知ることができるという意味で、

これからの行政、協働という言葉もありますが、キーワードはやはり市民と、それから行政の情報共有だというふうに思うのです。ですから、終わってしまった過去のことはもちろんですが、今現在進行中のことも常に、例えばシートでもいろんな形が考えられるでしょうが、インターネット等で引っ張ることができる。同時進行で見ることができるということが進行管理において非常に大切になってくるかなというふうに思うものですから、まだ少し検討する時間があるようでもございますので、熟度の高い内容にしていきたいという記載もされておりますので、ぜひそのところは積極的に情報を外から取り入れて、旧来のシステムの踏襲ではなくて、さらにそれにつけ加えて新しい仕組みを取り入れながら、すばらしい第1次の総合計画の進行管理を取り進めていただきたいというふうに願うものであります。その点についていかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 議員おっしゃるとおりでありまして、しっかりとした進行管理をして、その進行している状況を住民にしっかりと公開をするという必要性はもちろん大事でありまして、私どももでき上がった総合計画につきましてはホームページ上で開示をしていきますし、進行管理の部分についてもホームページで開示をしていきたいというふうに思っております。

また、行財政改革推進計画の中でも、これはまだ策定途上でありますけれども、旧名寄市の部分での受け継いでいる施策推進体制の充実ということで事務事業の評価のあり方ですとか、または施策評価の導入をすべきでないかとか、または外部評価を入れるべきでないかと。旧名寄市では外部評価を一回入れさせていただきました。それで、評価の仕方としては、まず原課で年度のしっかりとした評価をやっていただく、これを第1次評価ということにしております。それで、庁内の推進体制の中での2次評価をして、さらには最終的に

第3次評価をする。A B C Dランクに評価をした中のDランクについては廃止というふうな評価の項目になっておりまして、評価項目も先進地に倣っていろいろな項目で評価をして、点数評価をして評価をした旧名寄市の実績があります。それらをまだよりほかの部分での改善すべき点もございますので、その辺も含めてしっかりと体制を整えていきたいというふうに思っておりますし、特に前回旧名寄市では若手職員の目から見る評価も1.5次評価ということで入れさせていただいて、全員が若い職員から市長まで一つの施策に対する認識を深めていこうというふうな取り組みも実施をしているところでありますので、今佐藤議員からの御提言をいただいたことも参考にさせていただきながら、評価のあり方と開示のあり方を検討してまいりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今部長の方から非常に積極的な、それから旧名寄市のすばらしいシステムを取り入れながら、さらに知恵を加えてというふうなお話もいただきましたので、新しい管理システムを楽しみに見させていただきたいというふうに思っております。

それでは、時間がどんどん経過しておりますので、次の質問に移ってまいります。特例区について何点かお尋ねをいたしますが、特例区終了後の自治区等のあり方については川村議員の方から詳しく質問がありましたので、その他について質問させていただきますが、特に私からは特例区協議会について非常に期待するところが大きなものですから少しお尋ねをいたしますが、今まで4回開催されているということで、その内容についても今お知らせをいただいたわけですが、この4回の中身を今御答弁で聞いた限りは、今後最も大きな課題点になるであろう行政区の再編等についてはまだ審議がされていないのかな、出てきてはいなかったものですから。新聞報道によりますと、過日行政区長の集まりの中ではそういったお話がさ

れているということではありますが、やはり風連地区にかかわる分については特例区協議会には区長さんも委員として出席をされておりますので、前後することなくしっかりと、風連最大の課題と言ってもよろしいかなというふうに思いますので、まずはおくれのない議論をするべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございまして、スムーズに移行できるような形で早い機会から論議を進めてまいりたい、そういうことで区長会にも、1月1日ごろまでには新しい区長さんが出てくるわけですけれども、そういった総会等もあるわけですから、そういった段階で話題を提供したと、こういうことでございますので、よろしく御理解いただきたいと思ます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） それと、もう一点、今まで約8カ月合併後経過しまして、4回特例区協議会が開催されているということなのですが、これは定期的にかねばならないという縛りもなかったかなというふうに思うわけですが、そうであるならば2カ月に1回なり、極力ピッチは狭めた方がいいのかなと思うのですが、定期的な開催をして、今月は特例区協議会のある月だということが地域、市民側からでもあらかじめわかると。しかも、議会については定例会の都度、臨時会の都度地元紙2紙を通して詳しく中身についても報道されているわけですが、特例区協議会においても同様な対応ができないのかどうか、定期的な開催と周知の方法についてお答えを願います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 特例事業の中では18事業が特例区の事業としてあるわけでございます。これらの取り扱い、どういうふうな形で進んでいくのかといった部分で論議をしていただいております。その都度話題があり、また事業実施に当た

っての計画、そしてまた進捗状況を報告しながら進んでいるのが現実でございまして、定期的を持つという考え方はしておりませんが、共通話題を持ちながら、話題提供をしていきたいと。したがって、来年の1月1日に行われる新年交礼会についても、これは特例区の事業とはなっていないわけですが、これらの扱いも協議会の委員さんも含めて協議させていただいているというような扱い方でこれからも進んでまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今小室助役の方から定例的な開催は今のところ考えていないというお答えをいただいたわけですが、そのところはそうではなくてやはり定期的で開催をして、議論する課題は、確かに事業は18事業でしょうが、それに付随するものが事細かくあるはずでありますので、ですからやはり私は、回数は何回にするかは別としまして、臨時的なものも含めて定例的に開催をしていくべきだというふうに思います。というのは、5年で特例区が設置がなくなった後のことにもこれは連なってくるわけですが、その後の審議会あるいは地域協議会をどのような形で運営していくかという一つの試金石でもありますので、最初から形を決めていくことではなくて、柔軟な対応をもってこの特例区協議会については臨んでいくべきだと。しかも、これは一方的に決めるのではなくて、やはり最終的には特例区協議会の委員の皆様の中で議論をして、議論の結果を積み上げて出していくという形が本来的であると。これは、決して区長単独の判断ではなくて、委員全員の協議の結果のもとに進んでいくべきだというふうに思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） この合併特例区については規制がございまして、これはどんどん広げることではございまして、この合併特例区の

事業については既に知事までの認可を受けて、この事業をやりますということで許可を受けてやっておりますから、それらの部分についてはやっていけるのかなど。それ以上ふやしていくといった場合にどういう手続があるのか、なくする場合にもどういった手続があるのかと、これからそういった問題もありますが、解説の本を見ますと非常にふやすことについては難しいというふうなことが載っております。したがって、合併協議の中でじっくり協議された部分でそれぞれ知事の許可を受けているという事情もございまして、一概に全部ふやすわけにもいかないのかなど、こういうような認識をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 私の発言の趣旨は、特例区が行う事業をふやしてという意味で決めているのではなくて、特例区協議会として議論しなければならないこと、議論することは山ほどあるのではないのですかという意味で言ったわけです。例えば天塩川パークゴルフ場の管理にしましても、それから地域施設の管理にしましても、これについてはやはりそこを利用する人方がたくさんいらっしゃると。これは、一方的に5年後どうするかということではなくて、そこに住まいをしている方、利用されている方とじっくり話し合っていて、将来の姿を見出していくということが本来的な形だというふうに思うものですから、そこはやはり区長でもなければ特例区の協議会の委員さんだけでもなくて、関係者一緒になってひざを交えて話し合いをしながら結論を導き出していくというためにはやはり定例的な集まり、それから回数に縛られない集まりが必要だという意味で私は申し上げているわけでありまして、改めていかがでしょうか、小室助役。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） この事業の中で、今例に挙げられたパークゴルフの関係とかいろいろ問題あるわけです。ただ、これは区の委員さんだけが

集まってするという事より、その取り扱いをしてきている団体との協議があるわけでございます。それらについてはしっかりやっていきたい。そして、こういう状況にあるという報告はそれぞれさせていただいておりますから、ちょっと認識が違うのかもしれませんが、今定期的にやるという考えではなくその都度やっていきたい。定期的にやらなくても一つ一つの事の大きさ、それから報告の停滞のないようにということで随時考えていると、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今小室助役の方から認識が違うということだったのですが、認識は全く違ってないと思うのです。定期的にやるか不定期に都度必要に応じてやるかということの違いだけであって、関係する市民の方、住民の方とことん話し合うという話については全く同じ認識だというふうに思います。ですから、結論としましては回数にとらわれないで何回でもやるということですね。その辺を確認させていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 全くそのとおりでございまして、別に回数に縛られることなくやりたいと。それと、今合併協議の中の18事業があるわけでございますけれども、本当に中で検討しながら、この問題については相手のある組織とも連携をとれるのであれば、一年でも早く進めてまいりたいというふうな考えをしておりますけれども、ただ先ほど申し上げたとおり、減らす場合、なくする場合の事務上の問題がちょっと勉強不足で申しわけないのですが、あるわけですが、なるべく停滞なくやっていきたいと、このように思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 次に進ませていただきますが、総合健診について改めて2点ほどお尋

ねをいたしますが、この結果私一番気にしていたのは、風連地区が昨年までの5カ所からことし合併と同時に2カ所になってしまったと。その結果受診率が大幅に減ってしまうのではないだろうかという心配が、その危惧が一番大きかったのですが、今これからの見込みも含めた数字を見ますと決して落ちていないと。最終結果もこのとおりであればよろしいのですが、ぜひこの受診率、特に名寄地区の受診率については20%台、それも前半の20%台ということで、大変悪い数字であります。それから、風連についても40%、30%という数字でありますから、決して自慢できる、誇れる数字でもないということを見ますと、やはり50%を超していないとなかなか実効ある成果として受けとめることができないのではないかなというふうに思います。この早期発見、早期治療、早期治癒によって、例えばたばこを吸うことによって発生するいろんな病気についてもたばこの税収が落ちた分医療費が安く済むというような効果も大いに期待できるわけありますので、そこどころさらにいろんな知恵を使って健診率を上げる方法はないかというお尋ねをさせていただいたわけですが、私は一つその解決策として、今回風連地区が5カ所から2カ所に減った中で地域の方がおっしゃっていたことで耳から離れない言葉は、これは以前にも申し上げたかもしれませんが、御婦人の方が車に乗れない方なのですが、いいのだ、私たちなんかという、その一言だったのです。これは、私にすれば非常に寂しい言葉で、ショックな言葉でした。ですから、車の運転できない方、それから高齢者の方も含めて、何らかの知恵で遠いところ、これは名寄地区、風連地区全く同じ形で言っているわけですが、足の手配というのはどんなものなのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 6月に実施しております乳がん、子宮がん検診につきましては、

行き先が旭川ということで、旭川のがんセンターのバスが実は迎えに来ておまして、名寄の保健センターから風連庁舎を経由して旭川の方に行っているということがございまして、これはがん検診センターさんの方のサービスで実施をしております。

今お尋ねのございました風連地区の6会場5回から2会場4回へと変更したことに伴いまして、新たな足の確保ということでございますけれども、名寄市全体としての市民サービスの公平さの観点からいうと非常に難しいのかなというふうに思っておりますけれども、受診率の推移を見守りながら、受診率の推移等を注意深く見守って、検証していく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 実際難しい問題だというふうには思います。今後のさらなる研究を求めたいというふうに思います。

もう一つ、御答弁にもありましたけれども、テストケースも含めてきめ細かな啓蒙活動というふうなお話もありましたが、名寄の方はよくわからないのですが、風連で保健推進員という制度があって、各地区に委員さんがおりまして、名寄にもありますか。そういうことなのですが、その方が非常に御苦労なのですが、回り番でその役割を担いながら、啓蒙活動をやっていくというのがこれはやっぱり一番着実な方法なのかなと。ただし、これは健診というのは非常にデリケートな個人情報も含むものですから、難しいところはあるのですが、今そのところはうまく対策はできていますので、きめ細かな保健推進員さんの活動のしやすい下地をつくっていくことが必要かなというふうに思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 名寄市全体におきましても保健推進員さんをお願いしまして、住

民の健康についていろいろ活動をいただいているところでございます。今議員の御意見にもございましたとおり、私どもも保健推進員さんの活動については非常に重要というふうに考えておりますので、一緒に協力しながら、市民の健康を守っていくためにともに協力してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今のことについては、これからも大いなる期待をしながら見守りたいというふうに思います。加えて私もちょっと最近85センチ、警戒ラインに近づいておりますので、気をつけなければならないというふうに思ったりもしていますが、最後に時間が6分になりましたので、四つ目の教育委員会に関して何点か伺いたいと思いますが、まず非常に初歩的な質問で、赤面をしながらお聞きをするわけですが、教育委員会のいわゆるトップというふうなことになるのと、失礼な部分もあるかもしれませんが、お許してください。これは教育長なんでしょうか、それとも教育委員長なんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） トップということになりますと、教育委員長になります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） レイマンコントロールということで、合議制でこの教育委員会は運営されているということで、これはシビリアンコントロールと同じような仕組み、中立性を保つと、暴走を避けるという意味で、知恵としてそういうことかなというふうに思うわけですが、私がなぜ本当に失礼なことまで聞いたかということ、今名寄庁舎に教育委員会がありまして、教育委員長のデスクは置かれておりません。これについては、例えば旧風連町については教育長室にありましたし、それからデスクではないのですが、士別市議会においては定例会等に教育委員長が出席をしているということで、やはりこれはトップというふうな

今確認をさせていただきましたので、当然であるというふうに思うわけですが、これは議会については議会側の責任もありますので、どうのこうのということの意味で言っているわけではないのですが、やはりここは本来的な形に戻るべきでないかな、立ち戻るべきではないかなというふうに思うわけですが、やはり執務する場所があるということは形としても非常に大事でないかなというふうに思うわけです。例えば私が会社に行き、自分のとまり木と言ったら失礼なのですが、座る場所がないということになりますと、非常に会社内うろろしてから帰ってくると、立ち話をし、ゆっくり座っても話せないということで、そんなことも考えられるのですが、そういうことからいうと合議制できている教育委員会、しかもトップのデスクが教育委員会内にはないというのはやはりこれは不自然だというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 旧名寄市では長年にわたって慣行で教育委員長の机は置いていなかったのですけれども、今後委員長の意向などもお聞きした上で対応したいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 新しい希望あふれる名寄市になったわけですから、そういう意味では過去のしがらみにとらわれなくて、新しい本来あるべき姿で執行体制をとっていくというふうに思うわけですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 新しい名寄市が誕生しまして、教育委員会でも5月の中旬から新しい教育委員会でスタートしたわけでございます。そういう気持ちのあらわれの一つとして今御提言があったことと思いますので、前向きに取り組ませていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今いじめ問題とかいろんな解決に労を要する問題が頻発しております。そこは、やはり教育委員の多様な目で対応していくということが非常に大事なというふうに思います。職員の方は、教育長も含めてプロ集団でございます、学校の先生も含めて。それに加えて本当に一市民としての立場から教育行政を見守るという意味において、教育委員長長の立場というのは非常に重きをなすものでもありますので、ぜひ教育委員長長のデスクを用意すべきでもありますし、先ほどちょっと申し上げましたとおり議会等につきましてはこれからまた私たちの方で議論をしながら、要請をしていくというようなこともあり得るのかなというふうに思っております。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時01分

○議長（田中之繁議員） 再開をいたします。

日程第3 平成18年第3定付託請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願を議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

民生常任委員会、宗片浩子委員長。

○民生常任委員長（宗片浩子議員） 御指名をいただきましたので、今第3回定例会におきまして当委員会に付託されました請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願について委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

この請願は、名寄市総合療育センター「こどもらんど」親の会代表、藤村真理恵様から提出されたものであり、その趣旨は本年10月からの障害

者自立支援法の本格施行により児童デイサービスの利用料が増額となり、また医療費の負担増、通院のための交通費等の負担も重なり、このままでは早期に療育が必要な子供たちに十分で適切な療育を受けることが難しくなることから、利用料負担の軽減のため、一つには新利用料1回754円と旧負担基準額である528円との差額について減免すること、二つには早期に現行法の障害者自立支援法の見直しについて国の各機関に意見の反映を行うよう求める内容であります。

委員会は、12月4日と13日に開催し、生活福祉部長、福祉事務所長ほか担当職員の出席と資料の提出を、さらに紹介議員である熊谷吉正議員、猿谷繁明議員、斉藤晃議員の3氏からの説明を求め、審査をしてまいりました。

審査では初めに中西福祉事務所長より療育センターの利用にかかわるこれまでの経過、利用者に対するアンケートの内容と結果、デイサービスセンターの利用状況について資料をもとに説明を受けました。これに対し委員からは、季節的な利用者数に変化があるのか、障害者自立支援法における福祉全体での予算措置や他市町村での独自支援の状況等についての質問があり、その答えとして季節による利用の増減はないこと、他の自治体での支援例があること、この制度が始まって以来1割負担に対し全国から利用者の悲鳴が上がり、現在国の段階においても負担軽減策の検討を始めたところでもあり、名寄市としてももう少し推移を見ていきたいなどの質疑が交わされたところであります。また、親の会からは、名寄市に対しても同じ内容での要望があり、負担軽減には予算が伴うことから、現状ではもう少し時間をいただきたいとお答えしたということでありました。

委員からの意見としては、利用料1回の差額が226円上がるということであっても、子供は国の宝ということで、地域、行政、国が子供を育てるという観点からも軽減策が必要である。年間約40万円から50万円の一般財源が必要になる

ということだが、現在財政状況が厳しい中ではあるが、それ以上に子供を持っている親の負担がふえたことによる生活実態を見たときに厳しい状況となっているなどが出されました。

また、紹介議員の方々の説明からは、支援費制度の1回の利用料が平均で約400円ほどであったが、無料で利用されていた方も相当数いて、実質的に754円すべてが新たに追加負担を求められるという状況と、実際には旭川の施設や病院にも通ったりと費用がかさむことから、利用を制限しなければならないと訴える親もいる。人生の第一歩を踏み出した幼児が不幸にしてだれがなるかわからないという中で、そういった面での父母の思いをしっかりと受けとめ、療育センターに通っている子供たちへの積極的な支援策をなどの思いを訴えられたところであります。

委員会としては、請願の要旨の一つであります障害者自立支援法の見直しについては、本日の議会に障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書が提出されていること、また新利用料と旧負担基準額との差額について減免することについても審査の経過から請願者のその思いは十分理解できることから、今第3回定例会付託請願第1号児童デイサービス利用料の軽減を求める請願については、願意妥当として全会一致で採択すべきものと決定したところでございます。

以上をもちまして当委員会の審査の経過と結果の報告をさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、平成18年第3定付託請願第1号は委

員長の報告のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時08分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第4 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、昨年度の人事院勧告に基づき本年4月から国家公務員に導入されております給与構造改革を本市におきましても明年1月から導入すべく、名寄市職員の給与に関する条例の関係条項を整備し、さらには厳しい財政状況に対応するため、職員の給料を明年1月から平成21年9月まで4%削減すべく同条例の一部を改正しようとするものであります。

また、市立名寄短期大学及び名寄市立大学の教職員の給与につきましては、現在北海道職員の給与を準用することとしておりますが、このたび同条例の規定と整合性を図るため、市立名寄短期大学教育職員の給与に関する条例及び名寄市立大学教育職員の給与に関する条例を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 1点お聞きいたしますけれども、今の提案説明の中で昨年度の人事院勧告に基づく給与構造改革ということで、給料表が3ページの給料表になったわけですが、こ

れになったことによって市の職員給与にどういふふうに影響するのか、この点について説明をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今回の平成17年度における人事院勧告を受けて、今回の改正の提案をさせていただいている部分での内容でございますけれども、国の方で実施をしている部分の給与表、今回50年ぶりの給与構造ということで大きな制度の改革ございました。地域実態給に合わせていく給与ということでの取り組みと、あと勤務実績評価による評価制度を導入すると。さらにまた、1号を4分割していく実績による評価を5段階評価をしていくというような、本当に大きな評価の、評価と申しましょうか、改善、改革でございまして、それで国は現在今回の人事院勧告で11級制をとっておりまして、11級制です。1級から11級です。地方公共団体においてはそれぞれの国に準じた中で8級なり、7級なり、6級なりということで扱っておりまして、今回一般的に人事院勧告での影響額ということで言われているのは4.8%ということでのマイナスの給与改定ということで勧告の中では示されているところでありますけれども、それは国の今ある11級制の中での扱いの中で理論上での4.8%ということでありまして、それぞれ個々の自治体においては異なる号給、級数を使っておりますから、決してすべてが4.8%という給与ラインにはならないということでありまして、名寄市の場合もその中で今回の勧告の中ではあくまでも改正による現給保障制度というのを取り入れてございます。今回人事院勧告に伴って、名寄市の場合はおおむね4割の職員は現給保障制度になります。ですから、当面の間、新給与ラインに切りかわっていく間現行の給与を保障することになりますから、19年度の予算においては大きくこの新人勧における人件費の削減は出

ないということでもあります。さらに、若い職員の1級、2級、3級の職員についてはむしろプラス勧告の内容で、プラスです。上がる職員もいます。また、課長職、部長職の一定の年齢に達している方は、平均で国で言っている4.8%を超える7%から、大きいところでは8%の削減ということでの給与構造の改定の部分もございます。トータルして給与をフラット化していくということで総体4.8、こう言っております、名寄市の場合は新制度導入に伴っても現給保障制度という制度がありますから、その中では4.8%という減にはならないということをございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） では、もう一点お願いいたします。

今若い職員については、この給料表では少し上がるような言い方をされていたのですが、先ほど一般質問のときも新規採用の話もさせていただいたのですが、現行今高卒では初任給13万8,400円、大卒では17万200円ですが、これが新年度この給料表と、それと4%のカット、それをあわせたときにこの給料表の1級のどこか、2級のどこか、どこになるのか、この点についてお示し願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今資料がちょっとありませんけれども、大変申しわけありませんけれども、新給与ラインの中では制度の改正に伴って19年度からは国公基準ラインでの切りかえということになってまいります。後ほど初任給の部分についてはお知らせさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それでは、現行より新年度は新採用の高卒、大卒については上がるのか下がるのかお聞きいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほど来の高卒初任給につきましては、1級の5で13万8,400円、

大卒で17万200円ということで、19年度も同額ということをございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務部長（石王和行君） 高校は1級の5号、大卒は1級の25号ということになります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 意見書案第1号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書、意見書案第2号 不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮らせる社会を求める意見書、意見書案第3号 NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書、意見書案第4号 非核三原則の堅持を求める意見書、意見書案第5号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書、意見書案第6号 農地・水・環境保全向上対策に関する意見書、意見書案第7号 日豪FTAに関する意見書、意見書案第8号 法人税減税、庶民増税に関する意見書、意見書案第9号 リハビリテーションの改善を求める意見書、意見書案第10号 医師確保と地域医療に関する意見書、

意見書案第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書、意見書案第12号 全国森林環境税の創設を求める意見書、意見書案第13号 幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する意見書、以上13件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外12件は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第6 意見書案第14号 サンプルダム早期本体着工と完成を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(田中之繁議員) 起立多数であります。

よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長(田中之繁議員) 日程第8 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、熊谷吉正委員長。

○総務文教常任委員長(熊谷吉正議員) 議長より指名がありましたので、総務文教常任委員会の行政視察の報告を申し上げたいと思います。

今簡単にという話もございましたが、詳細は既に資料等を含めて議長に復命をしておりますが、できるだけ要旨に絞って御報告をさせていただきたいと思います。

視察期間については、10月18日から20日の3日間でございます。視察先及び内容の概要については、10月18日に午後から苫小牧市において自治基本条例の制定について、同じ18日の日に夕方5時半から恵庭の中島市長との総合計画やハードからソフト事業への転換に向けた市民意識の変化についてお話を聞きました。翌19日、同じ恵庭市であります。親子をつなぎ心を育てる豊かな読書コミュニティの推進について、同じ19日の日に午後から洞爺湖町で合併によるまちづくりの推進と今後の課題や自然災害等の経験と防災計画の反映などについて勉強してきました。最終日、帰着日ではありますが、有珠山の噴火被災地現場を視察をし、戻ったところでございます。

若干各市ごとの報告を申し上げますが、苫小牧市においては平成12年度から14年度までの3年間で庁内組織の分権型地域社会づくりの政策検討会議等、主に庁内での報告書をまとめております。以降15年度に市長の施政方針において市民や専門家とともに市政運営の基本的な事項や市民参加手続などを明らかにする条例制定に取り組むことが表明をされまして、市長の私的な懇話会を立ち上げて、約2年間で市民参加とまちづくりの

講演セミナーを3回、懇話会の開催を29回ということでお聞きをいたしました。

提言内容とその特徴でありますけれども、一つに条例案の形で提言を行ったこと、二つにまちづくり基本条例として必要事項を網羅するだけでなく、育てる条例としての現在の課題に的を絞って提言をしたこと、三つ目に特徴的な提言の内容であります。一つにまちづくりの基本原則としての市民自治、情報共有、市民参加、協働を提言しました。二つ目に、議会と市民の情報共有、議会に対する市民参加を提言しました。三つ目に、市政運営に関する提言として政策本部の体制整備や危機管理等について提言をされております。以降17年度、18年度にかけて庁内組織でもさらにパブリックコメントの実施や議会との意見交換、そして市民説明会を開催をして、確認しておりますが、多分今議会で可決、成立をしているのではないかという状況だというふうに考えております。これに対して私どもの総務文教常任委員会各委員の皆さんから市民意識と懇話会の評価、職員意識、市民参加の状況、議会との関係、懇話会の公募の状況、最高規範の位置づけによる既存条例の検証等についてそれぞれ活発に質問をしたところでございます。

前市長も70カ所の懇談会に積極的に対応したとか、あるいは懇話会の提言はしたのですが、行政の枠組みの中で可能な範囲にまた庁内組織で義務努力視点を絞って行政素案がスリムになったためにいろいろ後から批判もあったというようなこともお聞きしました。職員意識の面では、庁内LANでは公開はしてきたのですけれども、提言に対しての反応は少し弱かったということ、あるいは条例については制定するだけでなく、市民と行政、市民と議会のルールを定めるためにそれが遵守されているかどうかの市民自治委員会の設置にもいろいろ議論があったようでございます。議会との関係では、行政と懇話会2回、有志議員との意見交換はあったのですが、議会全体との対応

では十分さが欠けたというふうに聞いております。その懇話会は、白紙委任でスタートをしまして、活発に議論が起こったということでございます。最高規範の位置づけについては、実情に合わない既存の条例についてはそれぞれ改正時に手を入れるということをお聞きをいたしました。パブリックコメントなんかでも約55件の意見提言があったようでございます。住民投票については、制定後権利保障のあり方なども含めてさらに検討を深めて具体化するようなことでお聞きをしたところでございます。

まさに今名寄市においても（仮称）自治基本条例の策定作業をこれから進めていくわけですが、具体的な取り組みや条例の位置づけ、市民とのかかわりなどを含めてイメージがすることができました。

恵庭においては、子供たちの幸せが広がるまちを目指し、子供たちの問題こそ最重要な地域課題としてマニフェストを掲げて市長となりました中島興世さんと約1時間懇談をしたわけですが、市長は地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい、そして今後も続くと思うと。しかし、そのような現状から目をそらさず、こんなときこそ首長が自治体の目的や役割、進む方向を明確にして、職員とともに市民の目線に向かって協働のまちづくりを進めていく必要があるということを強調されまして、特に現在の子供たちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中であって、次世代を担う子供たちの育成、支援こそが今最重要課題だということで強調されておりました。

具体的な施策の展開に当たっては、翌日市立図書館を視察をする中で実感をすることができました。恵庭では既に従来から読書コミュニティーの充実を図り、2000年には全国に先駆けて自治体では初めて9カ月から10カ月の乳幼児健診時に絵本を2冊プレゼントし、図書館、保健課、市民ボランティアと3者の連携のもとに読書活動による子育て支援として恵庭のブックスタートを事

業展開をしました。読書のまち恵庭として市民にも共感を得ているということで、大きな成果を上げております。図書館の中では乳児用の乳母車も備えて、平日の午前中ではあったのですが、若い世代や高齢者など気軽に利用できるような雰囲気、約五、六十人ぐらいの来館でにぎわいを見せていたところでございます。

学校の読書活動では、学校司書の配置、恵庭子ども読書プランなど、今年度関連予算だけでも1億円を計上して、保育所や学校への図書購入寄附との同額をまた予算化をしていくということで、非常に財政厳しいのですけれども、将来を担う子供たちの幸せを願って、最重点課題で取り組んでいるということで、大変学ぶことが大きいものがありました。

最後に、洞爺湖町でございますが、洞爺湖町は有珠山噴火から6年、本年3月27日に湖畔の温泉街を抱える旧虻田町と農業中心だった旧洞爺村の対等合併により財政規模で一般会計82億円、人口1万1,000人の町として誕生したわけがあります。総合計画の策定では、合併協議中に建設計画を協議する段階で主要事業もほぼ確認しているため、18年度は策定中ではあるのですけれども、計画期間を18年度から27年度までの10カ年と定めて、名寄と同じように前期5年の事業計画を策定し、予算編成及び事務事業等、行政運営の具体的な指針とすることになっております。19年度からスタートをするのですが、計画期間が合併当初の今年度からなっているというのは、両町村の信頼関係の熟度と共通の財政環境や有珠山噴火復旧事業等、合併協議の順調さもあったように思われます。しかし、対等合併ゆえ難しい経過もあったことも事実でありまして、他町も含めた任意協議の段階では災害復旧事業で新たな債務を抱えた町もあつたりして、途中離脱を余儀なくされて、両町村だけの合併となったわけでありませう。

当面の課題では、両町村の行政サービス統一や

公共施設の維持管理問題に加えて、総合計画の策定では来年3月の議会提案までに現在取り組み中の1,500人のアンケート実施、庁舎内の策定委員会6回、30名構成のまちづくり審議会を5回開催をして、より一体感の醸成をしていくということでもございました。自然災害の経験と防災計画の反映では、約20年から30年周期で噴火が起こると言われている有珠山周辺地域の火山災害により甚大な被害を発生しているため、いかに被害を少なくするかに努めながらも火山とどのように共生していくかについて2000年有珠山噴火災害計画に反映して、現在も将来の噴火に備えるための事業に取り組んでおります。

私どもの総務文教常任委員会各委員からは、災害発生後の民間住宅への支援、防災訓練実施での住民との連携、ハザードマップの作成の課題等の質問がございまして、2000年では住民の97%が避難をして、全国からの義援金初め大変な見舞金で助かりましたということで、その用途としては避難中の生活資金の貸し付け、水道、下水道料金と資産税の免除、仮設住宅からの買い物路線バスの無料化、住宅建設への支援等復旧のためいろいろ行ったということでもございます。防災訓練についても毎年住民の協力を広域で取り組んでいるようで、しかし新たな問題として災害後ハザードマップを作成をして全戸に配ったのですが、エリアに入る個人財産で資産価値が低下をするというような問い合わせなんかもあつて、それに対するいろいろ苦慮をして、環境整備が必要だなというお話もございました。

最後になりますが、私たちも当時の有珠山噴火の映像の記憶がありながらも、あの噴火や地殻変動による噴石、泥流により600トンの橋が150メートル流される、あるいは国道が屋根の高さまで隆起し、陥没による大きな池ができる、いまだにあちこちで白い噴煙を上げる現場を見たときに、ハード施設で防ぐというよりも逃げるのが鉄則だという役場職員の説明には納得するばかり

でございました。

非常に簡潔で意が足りませんが、報告にかえさせていただきますが、報告に当たっては各委員視察先ごとにグループに分けてそれぞれ報告書をいただきながら、それを私がまとめただけでございますので、そのこともつけ加えて終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 次に、民生常任委員会、宗片浩子委員長。

○民生常任委員長（宗片浩子議員） 民生常任委員会の行政視察報告について御報告申し上げます。

委員会は、山内生活福祉部長、中西福祉事務所長の同行をいただき、10月10日から12日の3日間の日程で、当麻町の株式会社久保組、伊達市の社会福祉法人陵雲厚生会伊達リハビリセンター、小樽市の社会福祉法人後志報恩会和光学園を視察研修してまいりました。

初日、微生物を使った食品廃棄物の土壌活性液化についてをテーマに研修してまいりました。株式会社久保組を訪問し、社長の久保様から説明を受けました。久保組は、土木や砂利、採石、廃棄物処理を事業としておりますが、10年ほど前より公共事業の減少を見据え、有機栽培の農業経営、農産物の加工を将来的に事業展開することを考え、農地約40ヘクタールを取得し、栽培方法の研究を行ってまいったそうです。堆肥による農法に限界を感じていたということでした。そこで、着目したのは食品廃棄物を微生物により100%土壌活性液に変える技術で、できた液はアミノ酸と微生物とがまじり合ったもので、アミノ酸液肥と酵素肥料の二つの効果があり、これにより事業展開が可能になったそうです。

この農法は循環農法で、食品加工工場等の動植物性残渣、生ごみに微生物を添加し、プラントにて24時間で100%分解し、液体化する技術で、これにより有機無農薬農業を実施しているとのことでした。今日では近隣農家での相当量の土壌活性液の需要が見込まれ、また食品リサイクル法に

よる廃棄物の引き受け量の増加が見込まれ、近い将来設備の増設も視野に入れているとのこと、この事業展開により環境型地域社会の形成と安全な食品の生産、環境の浄化に貢献し、一般廃棄物の処理を引き受けることで地方自治体の財政負担軽減にも寄与できるということで説明を受けました。

次の日は、伊達市松ヶ枝町の身体障害者療護施設伊達リハビリセンターを訪問し、身体障害者療護施設の運営状況についてをテーマに副施設長の岡部様より説明を受けてまいりました。この施設は、社会福祉法人陵雲厚生会が本年4月17日に開所した最新の施設であります。陵雲厚生会は、昭和47年に設立され、身体に重い障害があり、家庭生活が困難な方々のために自然に恵まれた豊富な温泉を利用してリハビリテーション並びに幅広いサービスを提供するとともに、活動的な生きがいのある施設生活が確保されるよう援助するのを目的とされているそうです。昭和48年に北湯沢リハビリセンターを開設し、大滝村の委託による特別養護老人ホーム、定員50名の開設を初め、平成11年4月からは伊達市に特別養護老人ホーム、定員50名、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、ヘルパーステーションを設置し、高齢者の自立と家庭における療養生活並びにその心身の機能の維持、回復を支援することを目的として運営されているそうです。

今回視察した伊達リハビリセンターは、約2万平方メートルの広い敷地に床面積延べ5,041.58平方メートルの2階建ての施設で、定員80名でありました。居室は、個室80室、ALS2室、ショートステイ12室があり、ほかに身体障害者デイサービス、定員15名を行っていましたが、障害者自立支援法の10月からの本格施行に伴い、9月30日で終了しており、現在の入所者は85名で、全道各地から来ており、まだ十数名の方が待機しているとのことでありました。

最新の設備のもとで、特徴的なのは全室個室で

あり、14.4平方メートルの広い部屋の中にベッド、収納ケース、洗面台が備えられておりました。また、食事の面でも入所者の利便性、プライベート面に考慮し、食堂が10カ所あり、少人数でグループでの会食に配慮されておりました。トイレも1階、2階合わせて23カ所も設置されておりました。このような施設で63名の職員が入所者が毎日人間として生きていく中で食事、排せつ等の手助けをしており、今春オープンという新しい施設のためか若い職員さんが大勢おられました。名寄市においても今後障害者自立支援法の対応を初め、福祉行政に対しより十分な取り組みの必要性を強く感じた視察でございました。

最終日の12日、小樽市の社会福祉法人後志報恩会和光学園を訪問し、知的障害者の自立と社会参加についてをテーマに、後志報恩会副理事長で総合施設長の山崎様より説明を受けました。和光学園は、昭和35年に道立和光学園として設立、平成2年に社会福祉法人後志報恩会に経営が移管され、この間さまざまな福祉の要望にこたえて、新たな事業を導入、実施し、ほがらか部として入所部門で知的障害者更生施設、定員70名の和光学園、にこやか部として通所部門で和光学園通所部、定員19名のほか知的障害者通所授産施設が2施設、さわやか部として地域生活支援部門で知的障害者デイサービスセンター、知的障害者福祉ホーム、グループホーム6カ所、生活寮6カ所でした。この3部門から成っており、障害者の生活自立と就職支援として小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターとしての事業者、ハローワーク、福祉施設等と連携いたしまして、随時支援活動を行っているとのことでした。

また、授産製品を見せていただきましたが、小樽市の名産ともなっているガラス細工、道産の小麦はるゆたか100%使用のパンショップ和光や宅配弁当など、種類の多さと品質のよさに感嘆し、地域の特性を生かした製品生産は名寄市の施設にも導入したい部分があり、山崎様からより詳しい

説明をいただきたい、そういうことでお聞きしましたが、障害者の労働ペースと仕入れ材料の吟味等により、この生産製品を商品販売採算ベースにすることが難しく、今後の課題だと思われるとの話でした。

最後に、当学園の今後の課題として、新たに制定された障害者自立支援法にどのように対応していくかということが大きな問題と課せられ、山崎様自身も模索しているとのことでしたが、当名寄市もこの対応策を考えなければなりません、それには行政を初め市立大学や民間ボランティア等により障害に対する地域の理解と支援が不可欠と改めて考えさせられて帰りました。

申し上げます、民生常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（田中之繁議員） 日程第9 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で今期定例会に付託されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成18年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 4時45分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 三 宅 幹 夫